

第4次後志広域連合

広域計画

[令和4年度～令和8年度]

令和4年2月策定

後志広域連合

目 次

I 第4次広域計画の策定にあたり

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 後志広域連合圏域の概要 | P | 1 |
| 2 | 広域連合の沿革 | P | 2 |
| 3 | 広域計画について | P | 3 |

II 基本構想

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 広域連合の将来像 | P | 5 |
| 2 | 事務の運営方針 | P | 5 |
| 3 | 事務の計画策定方針 | P | 5 |

III 基本計画

- | | | | |
|---|-----------------------|---|----|
| 1 | 町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事務 | P | 6 |
| 2 | 国民健康保険事業に関する事務 | P | 10 |
| 3 | 介護保険事業に関する事務 | P | 21 |
| 4 | 行政不服審査会に関する事務 | P | 28 |
| 5 | 広域化の調査研究に関する事務 | P | 30 |

【資 料】

- | | | |
|----------------------------|---|----|
| 後志広域連合広域計画の策定体制 / 広域計画策定経過 | P | 32 |
|----------------------------|---|----|

I 第4次広域計画の策定にあたり

1 後志広域連合圏域の概要

後志広域連合は、北海道の南西部に位置する後志管内 20 市町村のうち、16 町村（以下「関係町村」という。）により構成し、圏域の総面積は 3,755 平方キロメートルを有し、人口規模は 55,103 人（令和 2 年国勢調査）を擁しています。

圏域は、日本海沿岸部から山間部に及ぶ多様な地勢を有し、蝦夷富士「羊蹄山」を中心とする羊蹄エリアは支笏洞爺国立公園に含まれ、ニセコ山系、積丹半島はニセコ積丹小樽海岸国立公園に含まれるなど、様々な要素が織りなす風光明媚な景観と四季折々の豊かな自然にあふれています。

また、次世代へ引き継ぎたい北海道の豊かな自然、人々の歴史、産業などを指定する北海道遺産として、「積丹半島と神威岬」、「京極のふきだし湧水」、「北限のブナ林」、「スキーとニセコ連峰」が指定されています。

これらの自然環境、歴史、文化は、圏域の特色ある産業の基盤となっています。

沿岸部では、漁業を中心に、古くはニシン漁で栄え、その後、漁船漁業を主体に発展し、近年の漁業生産量では、ほっけ、かれい類、たらなどが上位となっています。

また、安定した資源の造成を図る栽培漁業の確立に取り組んでいます。

内陸部では、恵まれた気候や土地等の自然条件のもと、農業が営まれ、水稻や畑作物果樹、畜産など幅広い生産活動が行われています。

さらに、圏域全体が優れた景観や多くの温泉地や豊かな食材、アウトドアスポーツの拠点など多彩な観光資源に恵まれ、道内有数の観光エリアとして発展しており、近年は国際的リゾート地として、海外からも多くの観光客が来訪しています。

一方で、少子・高齢化社会の進行や高度情報化、国際化の進展、現在進められている北海道新幹線、高速道など高速交通の整備により、生活圏や経済圏の一層の拡大が見込まれるなど、取り巻く環境は大きく変化しており、今後も広域的な視点に立った取り組みが求められています。

○関係町村 [10 町 6 村 全 16 町村]

南後志地区	島牧村、黒松内町
羊蹄山麓地区	蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町
岩宇地区	共和町、泊村、神恵内村
北後志地区	積丹町、古平町、仁木町、赤井川村

○人口及び行政面積

町 村 名	国勢調査人口（人）			面積（k m ² ）
	令和 2 年	平成 27 年	比較	
島 牧 村	1,356	1,499	△143	437.18
黒松内町	2,791	3,082	△291	345.65
蘭 越 町	4,568	4,843	△275	449.78
ニセコ町	5,074	4,958	116	197.13
真 狩 村	2,045	2,103	△58	114.25
留寿都村	1,911	1,907	4	119.84
喜茂別町	2,156	2,294	△138	189.41
京 極 町	2,941	3,187	△246	231.49
倶知安町	15,129	15,018	111	261.34
共 和 町	5,772	6,224	△452	304.92
泊 村	1,569	1,771	△202	82.27
神恵内村	870	1,004	△134	147.79
積 丹 町	1,831	2,115	△284	238.13
古 平 町	2,745	3,188	△443	188.36
仁 木 町	3,180	3,498	△318	167.96
赤井川村	1,165	1,121	44	280.09
計	55,103	57,812	△2,709	3,755.59

※面積は令和 3 年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）による

2 広域連合の沿革

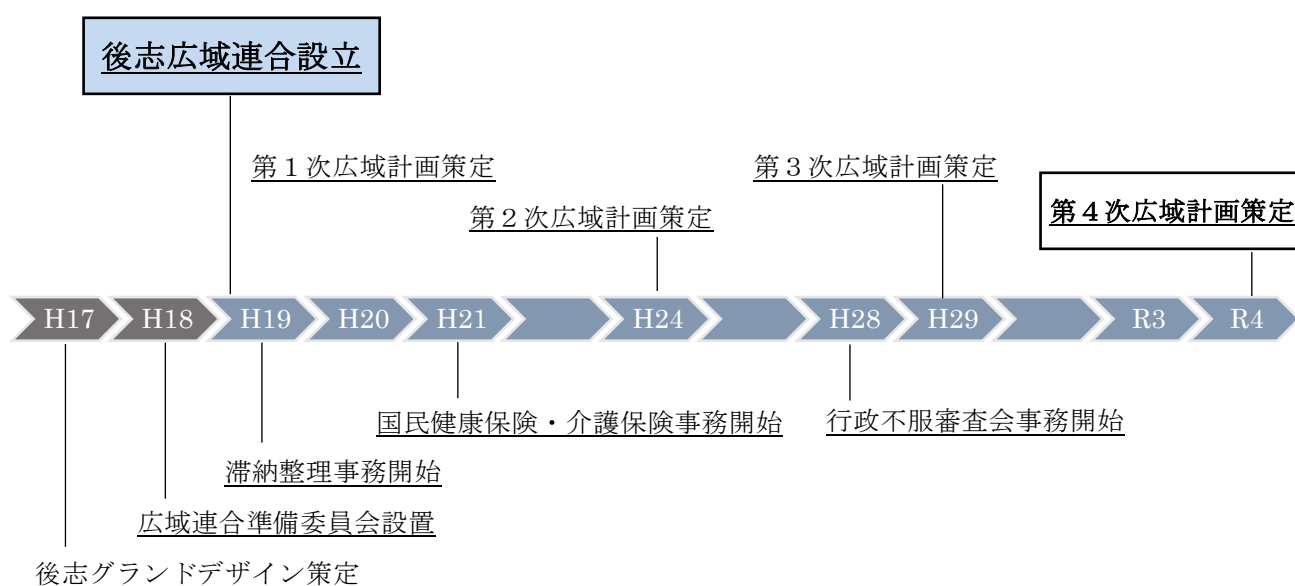
後志管内では、平成の大合併での町村合併は行われませんでした。一方で、国の三位一体改革（補助金削減・税源移譲・交付税制度改革）、道州制議論（中央集権体制から地方自立体制）、事務権限の移譲等に対応していくため、広域化などにより町村の財政力や行政力を高める必要が求められたことから、後志町村長会議で後志町村の今後のあり方について検討を進め、平成 17 年 11 月に後志管内 19 町村の区域を一つとして、広域連合の仕組みを基本とした広域連携で、効率的・効果的な広域行政を推進することとする「後志グランドデザイン」が策定され、平成 18 年 1 月に広域連合準備委員会を設置し、準備作業を進めました。

準備作業の中で3町が参加しないこととなり、平成19年2月に16町村による広域連合設立の確認がなされ、関係町村議会の議決を経て平成19年4月24日に「後志広域連合」が設立しました。

本広域連合が処理する事務は、設立時に「町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事務」、「国民健康保険事業に関する事務」、「介護保険事業に関する事務」と定めていましたが、当初は「町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事務」のみでスタートし、平成21年4月に「国民健康保険事業に関する事務」、「介護保険事業に関する事務」を開始しました。

さらに、平成28年4月に新たに処理する事務として「行政不服審査会に関する事務」を開始し現在に至っています。

○年 表



3 広域計画について

広域連合は、地方自治法第291条の7の規定により広域計画を策定しなければなりません。

広域計画は、広域連合が処理する事務のみならず、広域連合を組織する地方公共団体が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら処理することが必要な事務についても定めるもので、本広域連合と関係町村が連携して事務処理をするための指針です。

本広域連合は、平成19年度からスタートして5年間ごとに新たな計画を策定し、平成29年度から令和3年度を計画期間とする第3次広域計画を策定しております。

また、平成28年4月からの「行政不服審査会に関する事務」の取組に伴い、第2次広域計画を変更しました。

現計画の第3次広域計画は、令和3年度が最終年度となりますので、新たな指針として第4次広域計画を策定するものです。

(1) 広域計画の構成

広域計画は、「基本構想」及び「基本計画」により構成します。

① 基本構想

基本構想は、広域連合が目指す将来像を明らかにし、事務の運営方針と計画の策定方針を定めます。

② 基本計画

基本計画は、広域計画の項目について現状と課題を把握し、基本構想に基づき具体的な方針を定めます。

(2) 広域計画の区域

広域計画の対象区域は、関係町村の区域とします。



(3) 広域計画の期間及び変更

第4次広域計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

広域計画は、新たに事務を処理することとされたとき、その他これを変更することが必要であると認められるときは、随時変更を行います。

Ⅱ 基本構想

1 広域連合の将来像

後志広域連合を設立した当時、地方公共団体は人口減少、少子高齢社会へ対応した施策の実現、地域主権改革の推進など処理する事務は増大し、小規模町村が単独で対応することが困難となることが想定されたことから、地方公共団体の事務のうち広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、本広域連合により事務を行ってきました。

しかし、その後も関係町村では地域経済の低迷と人口減少が進み、併せて地方公共団体を取り巻く環境、地域活性化のため地方創生に直結する取組など、時代の変遷とともにますます多様化する諸課題への対応が求められています。

関係町村では、これらの課題に対応するため地域の特性を活かしたまちづくりを行っていますが、本広域連合は引き続き関係町村と連携を図り、圏域の将来を見据えた広域行政を推進し、将来にわたって安心して住み続けることのできる圏域づくりに資することを目指します。

2 事務の運営方針

(1) 広域事務の効率的な実施

関係町村が、人口減少など厳しい環境の下、住民の福祉の増進と地域の振興に取り組む中で、本広域連合が処理する事務について、関係町村との連携を緊密にし、計画的かつ効率的な運営を図り、広域行政の特性を最大限に発揮できるよう努めます。

(2) 新たな行政事務の広域化

広域化が適当と認められる行政事務や課題の調査研究を進め、広域行政の新たな展開について、関係町村と連携し取り組むことに努めます。

3 事務の計画策定方針

規約で定める広域連合が執り行う事務の計画は、基本計画で示すものとします。

また、基本計画の策定に当たっては、基本構想で示す広域連合の将来像及び事務の運営方針を基本として「現状と課題」を明らかにし、「今後の方針」と「施策」を示すものとします。

Ⅲ 基本計画

1 町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事務

(1) 現状と課題

町村にとって町村税は、重要な自主財源です。納税をせず滞納となっている状況を放置することは、誠実に納税の義務を果たしている多くの住民の公平感を阻害することになります。

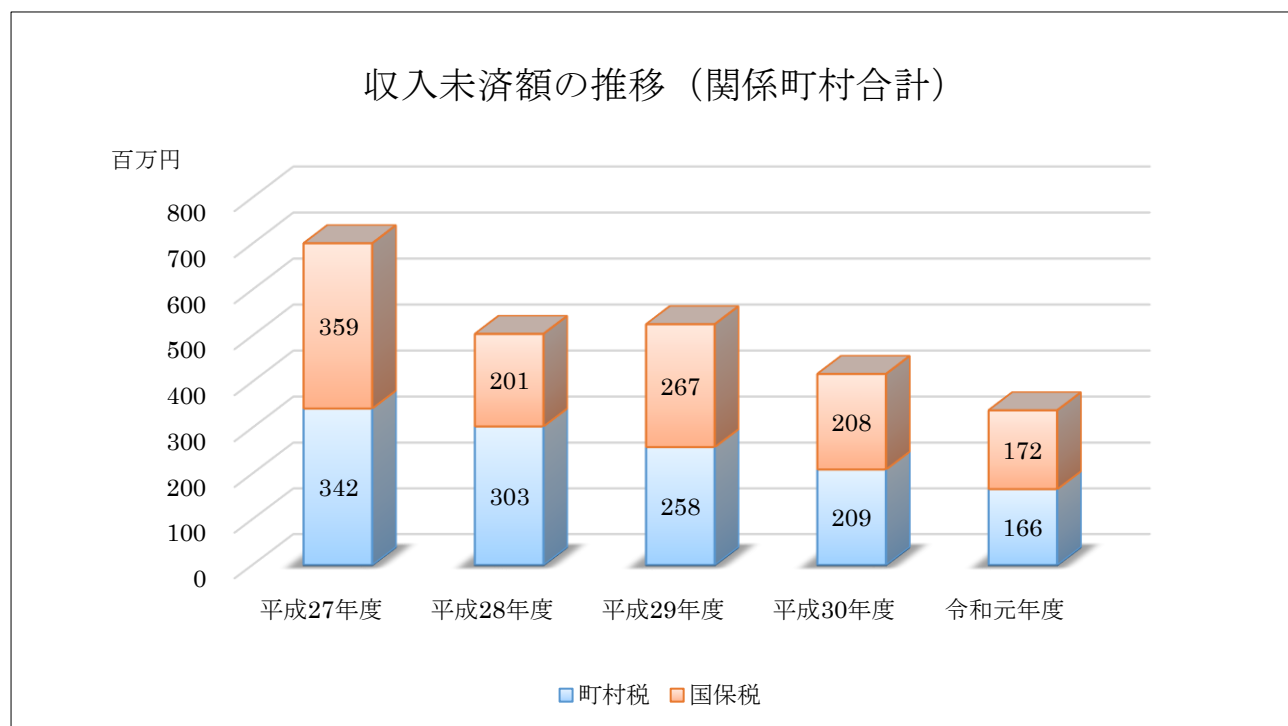
このため広域連合では、町村税及び個人道民税の滞納者に対して滞納処分を行うことにより、税の公平性と税収の確保を図っています。

本広域連合の町村税の状況について、徴収実績等の現状をまとめました。

① 町村税と国民健康保険税の収入未済額の状況（関係町村合計）

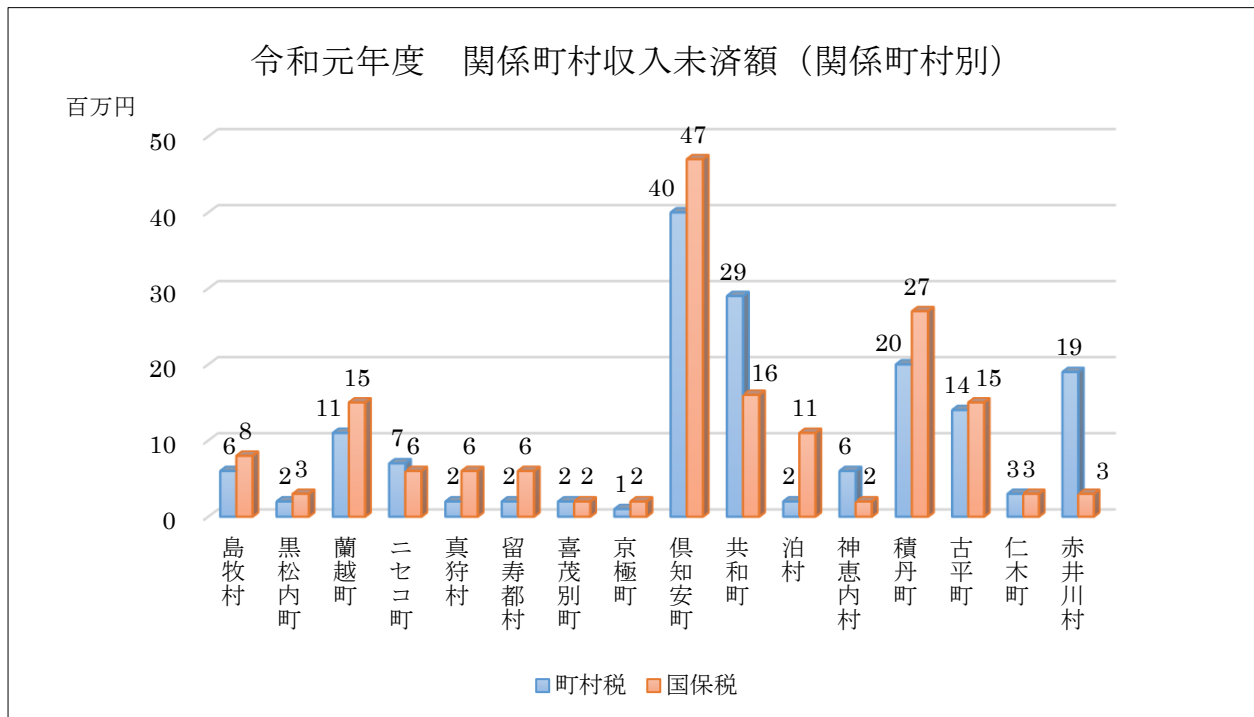
関係町村の平成27年度から令和元年度の収入未済額は、減少傾向となっています。平成27年度と令和元年度の収入未済額を比較すると、町村税で1億7,600万円、国民健康保険税（以下「国保税という。」）で1億8,700万円の減少となっています。

これは、本広域連合と関係町村が連携して滞納処分を積極的に行っている効果によるものです。



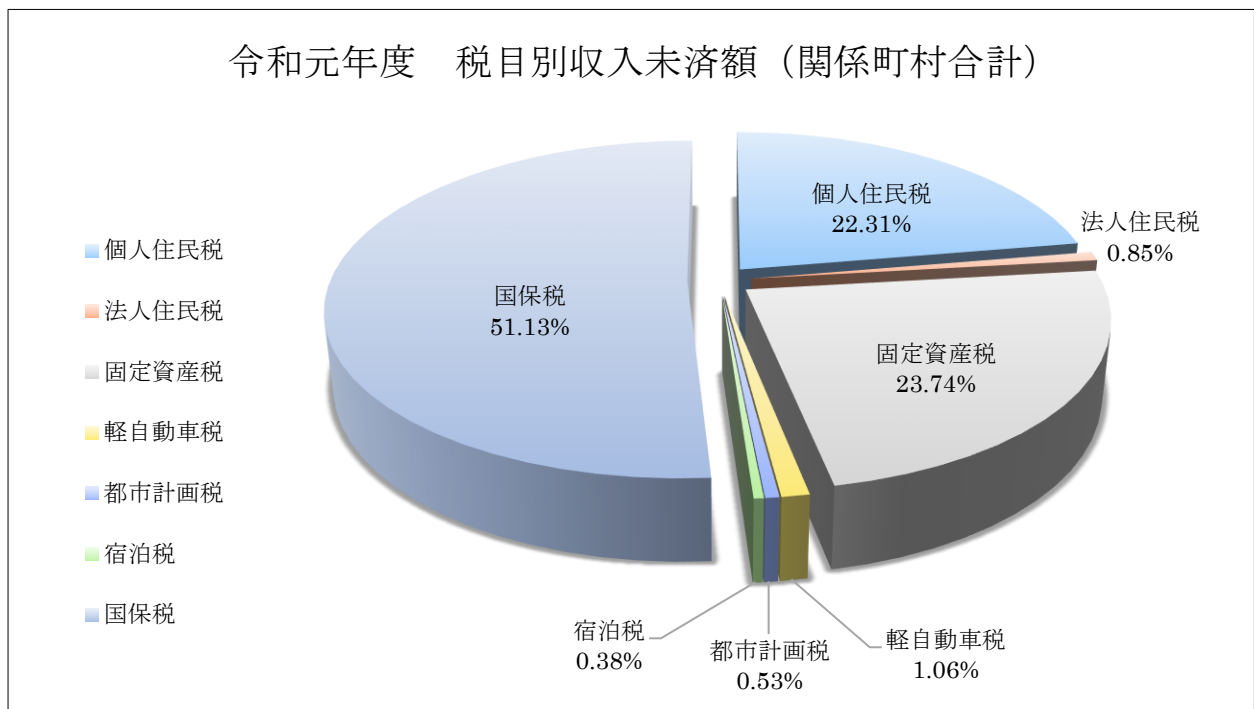
② 関係町村の収入未済額の状況（関係町村別）

令和元年度の関係町村の収入未済額は、次のとおりです。



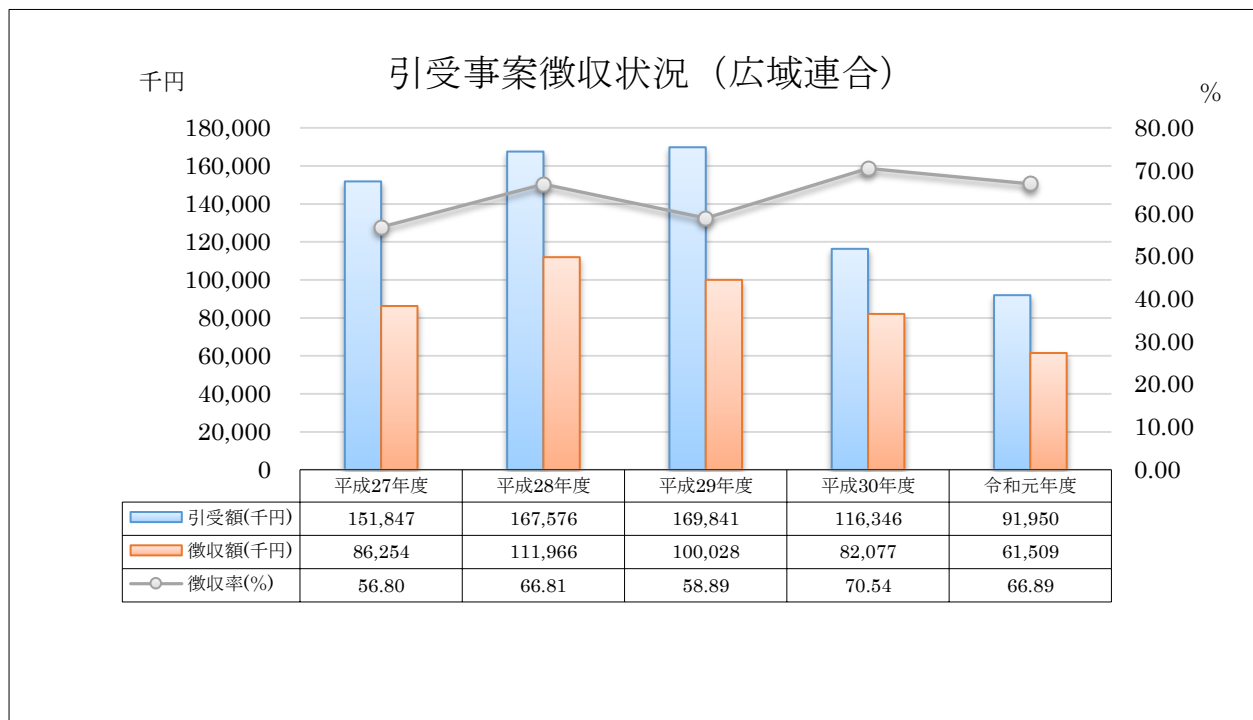
③ 税目別の収入未済額の状況（関係町村合計）

関係町村における令和元年度の収入未済額の税目別の構成割合は、国保税が 51.13%で、収入未済額の約半分以上を占めています。次に、固定資産税が 23.74%、個人住民税が 22.31%で、この3税目で全体の約 97%を占めています。



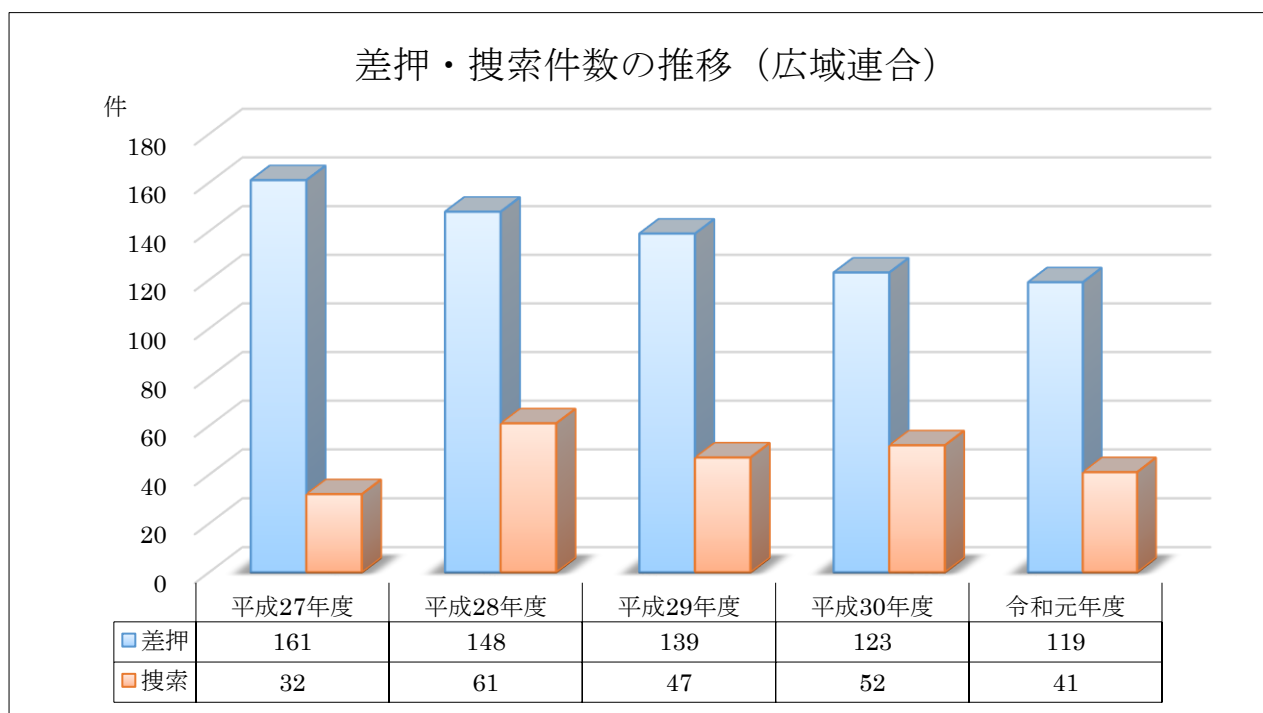
④ 引受事案の徴収の状況（広域連合）

関係町村から引き受けた滞納者に対して本広域連合が積極的に滞納処分を行ってきた結果、平成 27 年度から令和元年度の徴収実績は、50%以上の高い水準を維持しています。



⑤ 差押・搜索の状況（広域連合）

本広域連合では、平成 27 年度から令和元年度に年間 100 件以上の差押・搜索を実施しており、収入未済額の圧縮に大きな成果を上げています。



（２） 今後の方針

関係町村から引き受けた滞納事案を適正かつ厳正に処理し、税収の確保に努めます。

また、関係町村の徴収技術の向上に必要な研修を実施するとともに、関係町村の実情に応じた助言等を行います。

（３） 施策

本広域連合及び関係町村は、町村税及び個人道民税の滞納整理に関して、次の事務を行います。

なお、その他事務分担について必要な事項は、協議により決定します。

【広域連合が行う主な事務】

- ① 関係町村からの引受事案について、財産調査・捜索を行い、厳正かつ的確な滞納処分（差し押え）を実施することにより、収入未済額の圧縮を図ります。
- ② 差し押さえた不動産や動産については、インターネットオークションシステム及び公売会などにより換価（公売）します。
- ③ 関係町村からの引受事案について、滞納処分の停止及び不納欠損処分が相当と判断したときは、関係町村へ調査結果に意見を添えて通知（引受事案の返還）します。
- ④ 関係町村の徴収体制強化に資するため、研修等を実施し、徴収技術の向上を図ります。
- ⑤ 関係町村からの徴収事務に関する疑義照会等の相談に対応します。

【関係町村が行う主な事務】

- ① 広域連合と十分な事前協議を行い、広域連合への引継事案を選定します。
- ② 広域連合が滞納整理事務を進める上で必要な情報提供等の協力をします。
- ③ 広域連合が滞納処分の停止及び不納欠損処分が相当と判断して返還した事案については、速やかに適正な処理をします。

2 国民健康保険事業に関する事務

(1) 現状と課題

国民健康保険については、被保険者の平均年齢、医療費水準ともに高く、収入の低い方の加入割合も高いことから、保険財政の安定化を目的に国民健康保険運営について制度改革が行われ、平成30年度から都道府県と市町村（広域連合を含む）が共同で国民健康保険の運営をしており、北海道は財政面で主体となり、本広域連合は事務面で主体となり運営しています。

また、本広域連合での国民健康保険の運営方法については、関係町村に対して国民健康保険事業に要する経費を分賦金として負担を求め、その必要額を関係町村が被保険者に対して国保税として負担を求める「分賦金方式」としています。

さらに今後、北海道において、令和12年度を目途に国保税率の統一を目指しており、加入者負担の公平化が図られます。

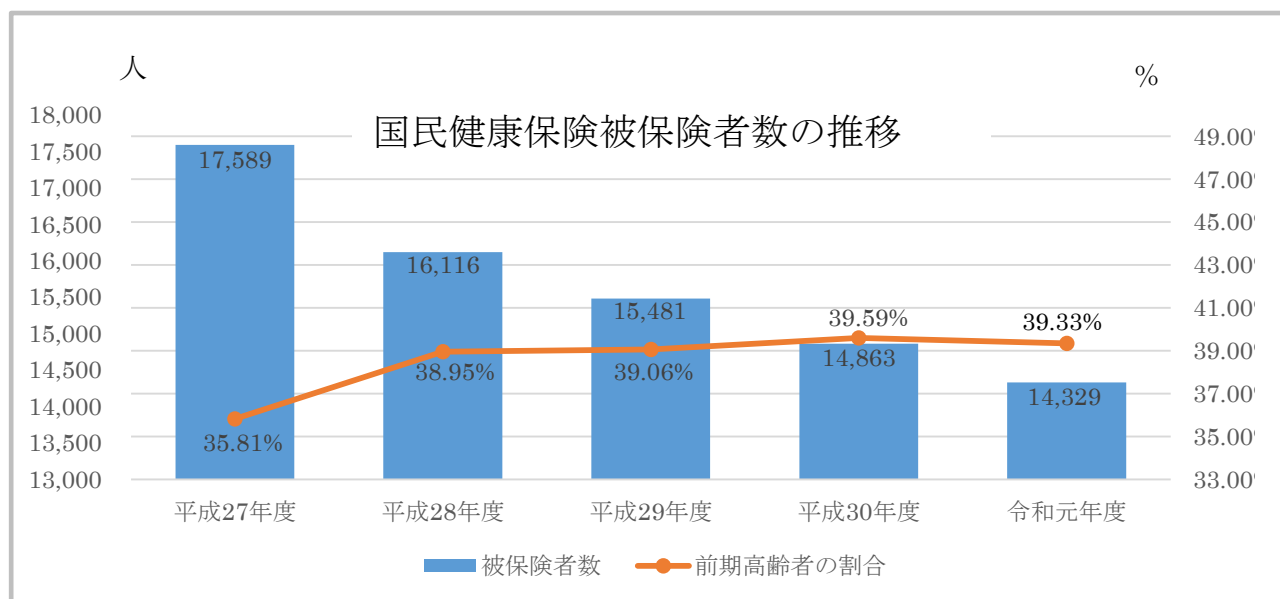
本広域連合の国民健康保険の現況について、本広域連合及び関係町村の事業月報を基にまとめました。

① 国民健康保険被保険者数の状況

令和元年度末現在の関係町村における総人口 55,803 人、被保険者数 14,329 人で、加入率（人口に占める被保険者数の割合）は、25.67%となっています。

本広域連合は、人口が減少しているほか、高齢化率の高い町村部で構成されていることにより、後期高齢者医療保険に異動する被保険者の割合が高いことから、被保険者数及び国民健康保険への加入率が減少の傾向にあります。

また、前期高齢者（65歳以上の被保険者）の占める割合は、増加の傾向にあります。



関係町村別の人口と被保険者数（令和元年度末）

（単位：人）

	島牧村	黒松内町	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町
人 口	1,422	2,712	4,550	5,049	2,046	1,901	2,075	2,936
被保険者数	396	550	1,417	1,417	777	535	524	658
前期高齢者	139	262	561	475	248	151	236	295
加入割合	35.10%	47.63%	39.59%	33.52%	31.91%	28.22%	45.03%	44.83%
加 入 率	27.84%	20.28%	31.14%	28.06%	37.97%	28.14%	25.25%	22.41%

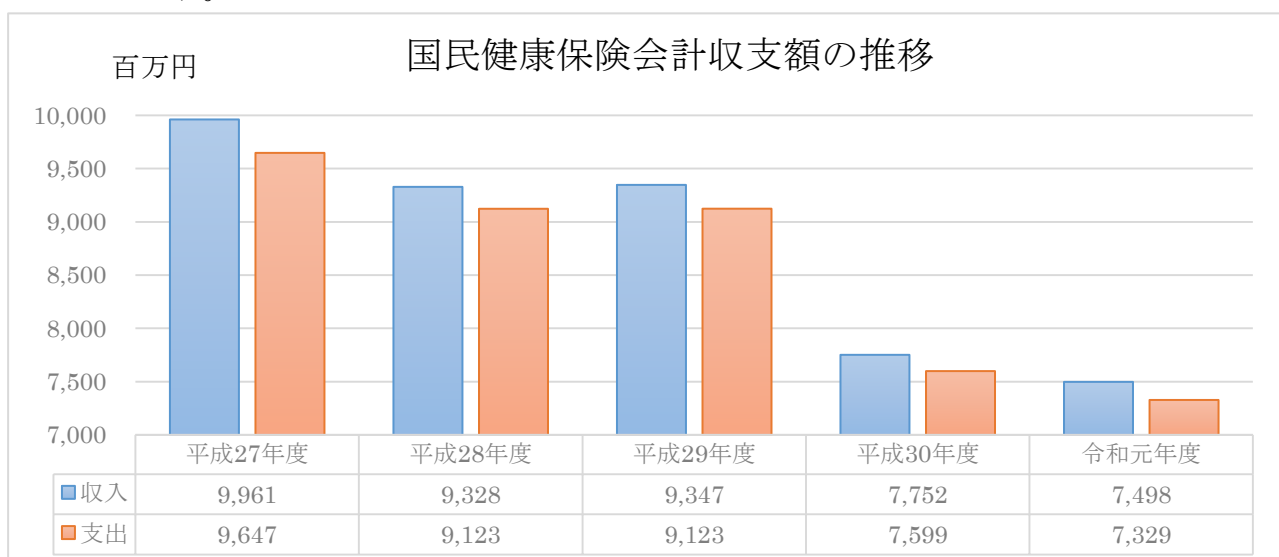
	倶知安町	共和町	泊 村	神恵内村	積丹町	古平町	仁木町	赤井川村	計
人 口	15,525	5,842	1,588	817	1,951	2,963	3,204	1,222	55,803
被保険者数	3,210	1,441	339	220	698	785	1,051	311	14,329
前期高齢者	1,254	568	163	105	284	343	429	124	5,637
加入割合	39.06%	39.41%	48.08%	47.72%	40.68%	43.69%	40.81%	39.87%	39.33%
加 入 率	20.67%	24.66%	21.34%	26.92%	35.77%	26.49%	32.80%	25.45%	25.67%

※人口は住民基本台帳による

② 財政状況

本広域連合で国民健康保険事業の取扱いを開始する平成20年度以前は、関係町村ごとの収支差引額を合計すると、収入が支出を下回る実質赤字の年度もありましたが、平成21年度の国民健康保険事業取扱い開始以降は、本広域連合での財政運営が分賦金方式を取り入れていることから、収入が支出を上回る安定経営を続けています。

なお、平成30年度から国民健康保険運営の都道府県単位化に伴い、納付金制度が創設され保険給付費等に係る医療費等の影響が減少されたため、本広域連合における財政規模が小さくなっています。

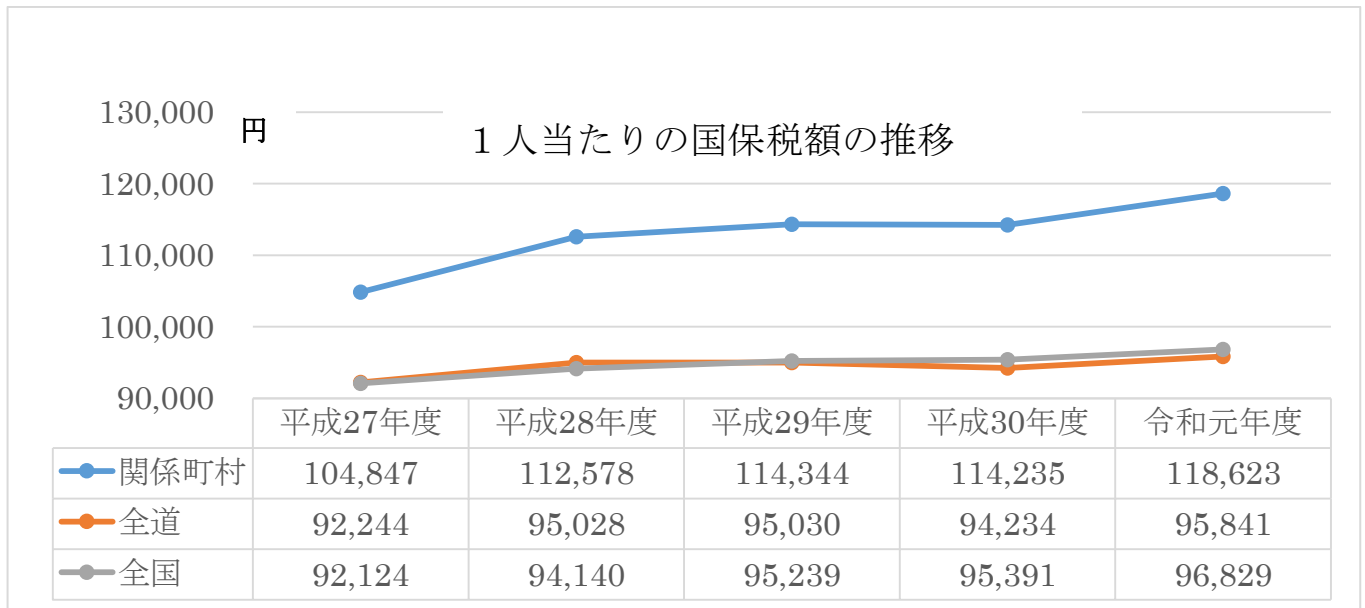


③ 国保税額・徴収状況

・国保税額

1人当たりの国保税額については、全道と比較して平成27年度は約1万2千円、平成28年度は約1万7千円、平成29年度以降は約2万円にまで開いています。

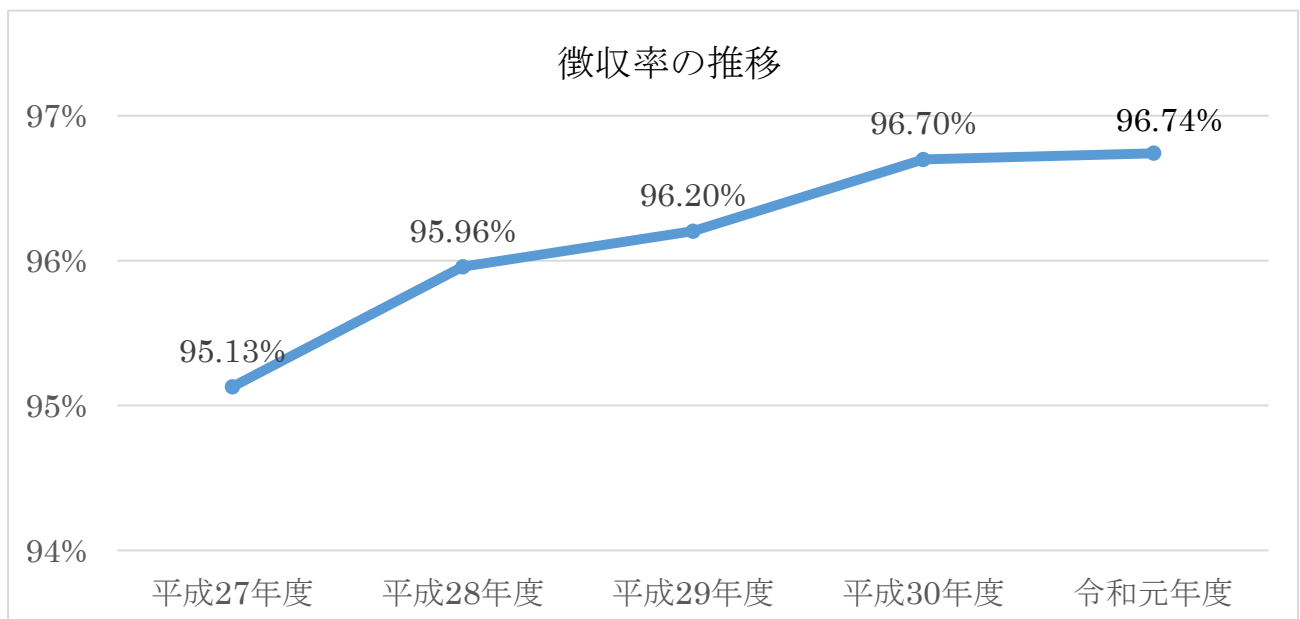
この要因は、1人当たりの療養諸費が増額しているほか、比較的所得が低く、課税額の低い高齢者が後期高齢者医療保険に異動する割合が、全道平均よりも高いことにより、1人当たりの国保税額が伸びる傾向にあります。



・徴収率

本広域連合は、分賦金方式を取り入れているため、徴収率が100%となっています。

実際に国保税の賦課・徴収に係る事務を分担する関係町村ごとの徴収率(現年分)を見ると、全道・全国平均を上回っており、年度によって差はあるものの、概ね上昇の傾向となっています。令和元年度の関係町村の徴収率は96.74%となっています。



徴収率の状況

(単位：％)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
島牧村	92.91	93.79	95.09	96.09	92.13
黒松内町	97.47	96.90	96.70	96.84	97.47
蘭越町	96.52	96.65	96.30	97.01	97.22
ニセコ町	96.53	97.18	98.14	97.70	98.66
真狩村	97.04	97.37	97.01	96.44	96.89
留寿都村	97.94	98.12	98.13	98.24	98.89
喜茂別町	96.16	98.45	98.83	98.90	98.35
京極町	97.86	98.03	98.48	99.38	98.90
倶知安町	93.46	93.63	94.25	95.27	95.31
共和町	97.06	97.93	97.96	98.49	98.31
泊村	92.22	93.49	93.77	94.53	94.87
神恵内村	96.36	96.43	97.64	97.76	99.05
積丹町	93.04	93.96	92.46	95.17	93.86
古平町	86.15	91.90	91.57	91.46	92.30
仁木町	96.85	96.78	98.07	99.05	99.01
赤井川村	94.50	94.72	94.86	94.84	96.64
関係町村平均	95.13	95.96	96.20	96.70	96.74

④ 被保険者資格証明書等の交付状況

資格証明書は、国民健康保険法により納期限後 1 年間未納付の者に対して、特別な事情がある場合を除き、交付が義務付けられています。

本広域連合においては、国保税に関する事務を関係町村で執り行っているため、関係町村において該当被保険者を選定・申出し、本広域連合が内容の審査後に交付を決定し、被保険者へ通知しています。資格証明書等の交付状況については、次のとおりです。

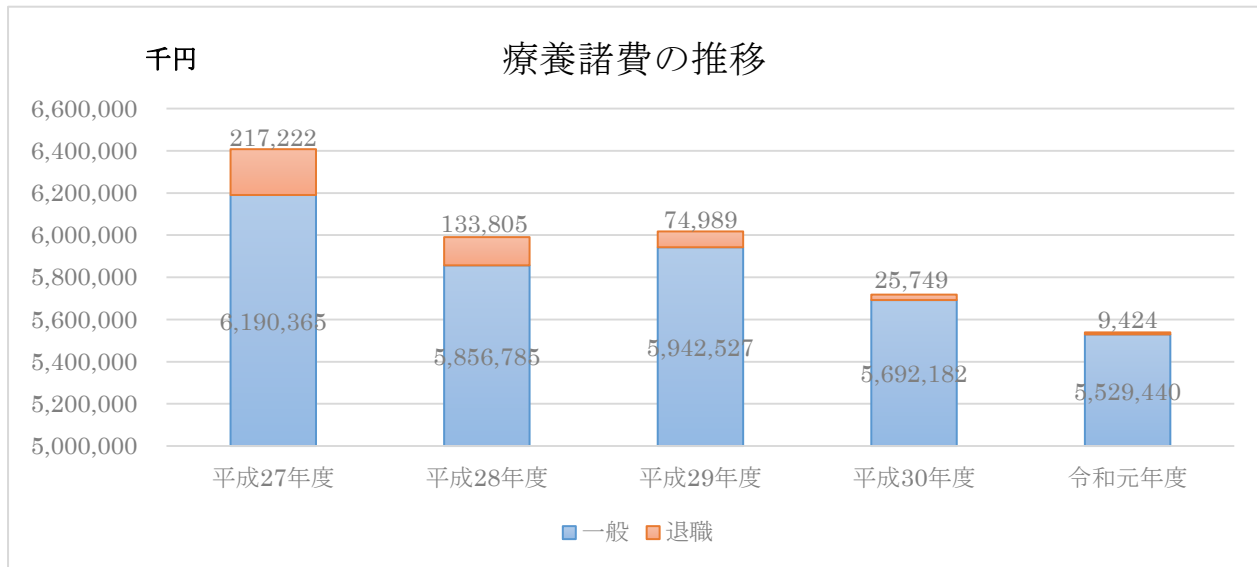
被保険者資格証明書等の交付状況

	資格証明書		短期被保険者証	
	関係町村数	交付世帯数	関係町村数	交付世帯数
平成 27 年度	0	0	9	1 7 8
平成 28 年度	1	1	1 0	2 8 9
平成 29 年度	0	0	1 0	2 7 3
平成 30 年度	0	0	1 0	2 5 8
令和元年度	0	0	1 0	1 5 1

⑤ 保険給付の状況

・療養諸費

本広域連合の療養諸費は、平成 27 年度の 64 億 758 万 7 千円をピークに年々減少の傾向にあります。被保険者数の減少が大きな要因となっており、今後構成比率の高い団塊の世代（昭和 22 年～昭和 24 年生まれ）が、後期高齢者医療保険に異動することにより、さらに減少が加速することが予想されます。

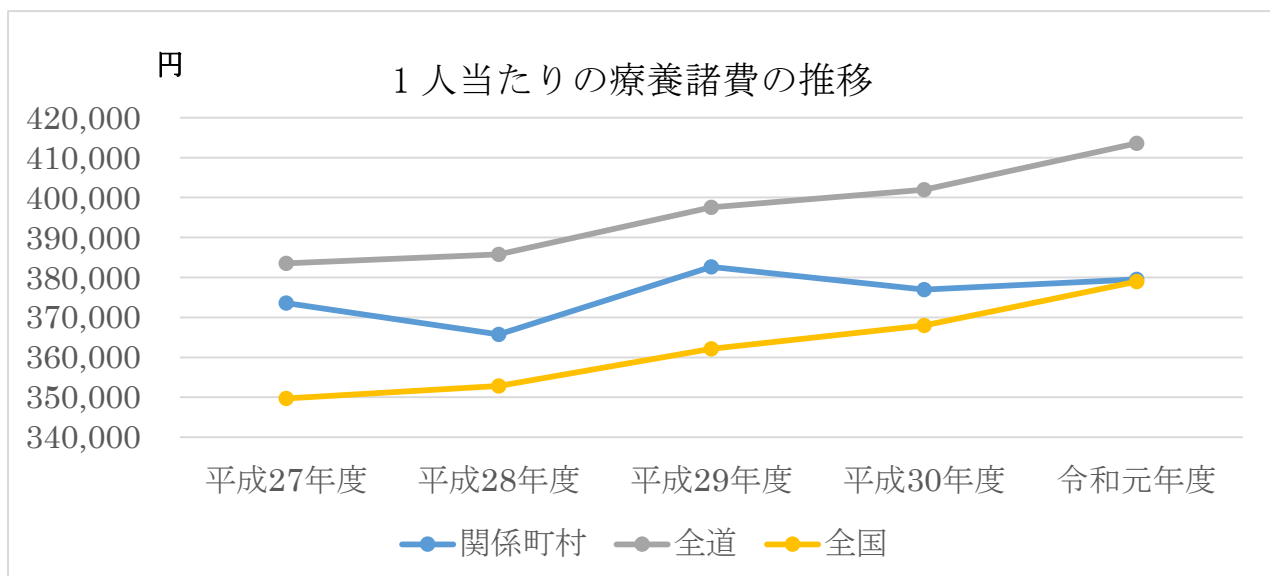


※現物給付と現金給付の合計額（出産育児一時金と葬祭費は含まない）

・1人当たりの療養諸費

1人当たりに換算した療養諸費は、平成 29 年度以降は横ばいですが、長期的には増加傾向で推移しています。

療養諸費全体では減少の傾向にありますが、医療の高度化、被保険者の平均年齢上昇に伴って1人当たりの額は増額の傾向にあり、現在の被保険者の年齢構成を考え合わせると、今後もこの傾向が続くものと予想されます。



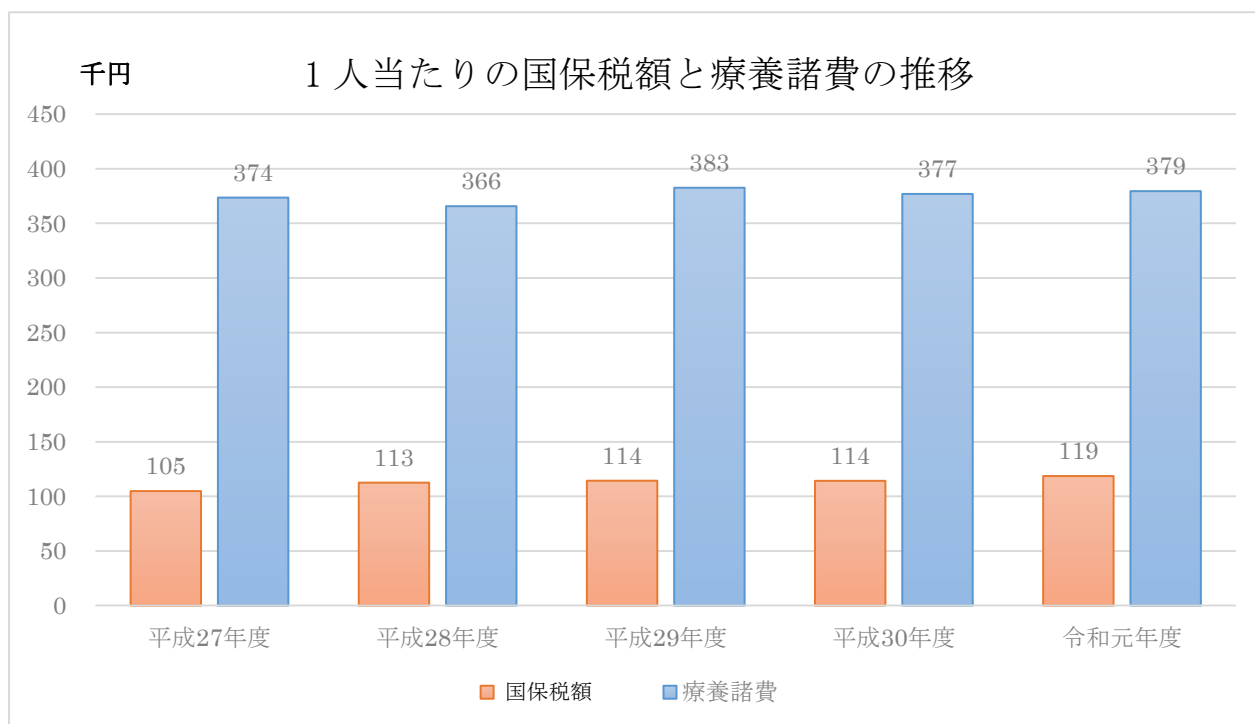
1人当たりの療養諸費

(単位：円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
広域連合	373,577	365,704	382,599	376,924	379,478
伸び率	0.05%	△2.11%	4.62%	△1.48%	0.68%
全 道	383,551	385,758	397,562	401,975	413,568
全 国	349,697	352,839	362,159	367,989	378,939

⑥ 1人当たりの国保税額と療養諸費

1人当たりの国保税額と療養諸費を比較すると、令和元年度では、国保税額 11 万 9 千円に対して 37 万 9 千円の療養を受けています。これは被保険者が国保税で負担した額に対して、約 3.2 倍の保険給付を受けていることになります。

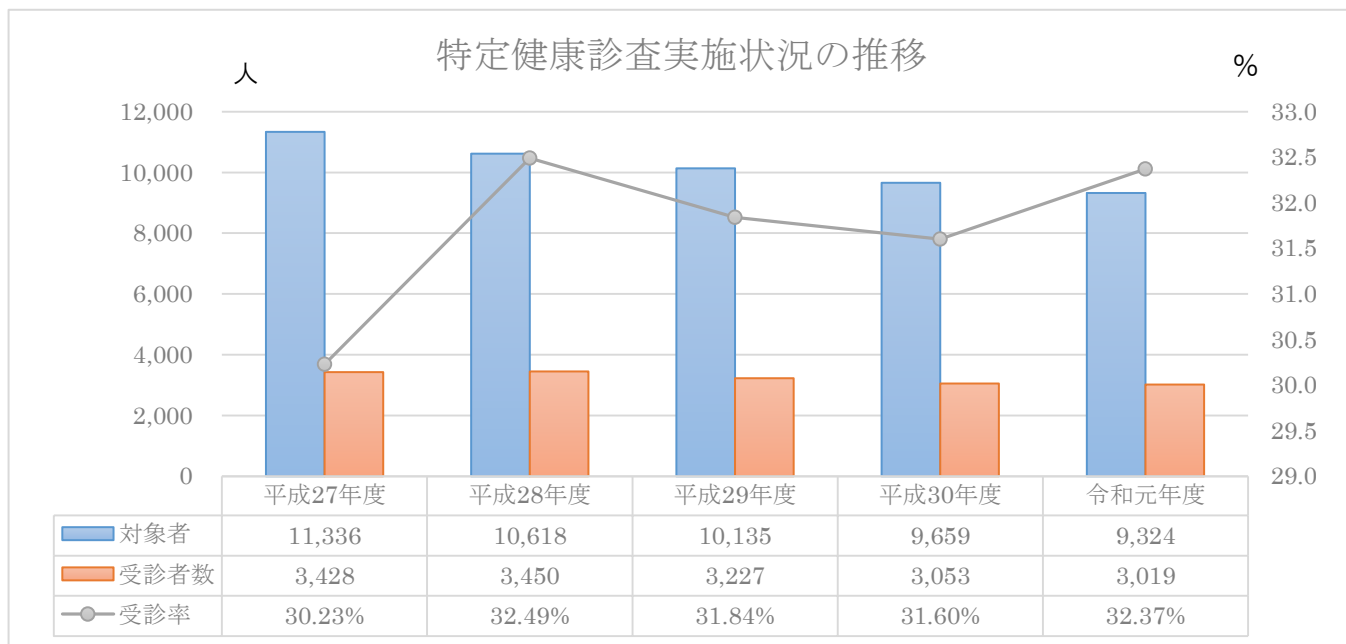


⑦ 保健事業について

保健事業については、平成 30 年 3 月に本広域連合と関係町村で後志広域連合第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定しました。

中でも国民健康保険における保健事業の中核となる特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率は、全道を上回っているものの、ほぼ横ばいとなっています。

関係町村別の特定健康診査受診率を見ると、4 割以上の対象者が受診している町村がある一方、受診率が 2 割に満たない町村もあり、受診率の底上げが必要とされています。



特定健康診査の実施状況

(単位：人)

	令和元年度		
	対象者	受診者数	受診率
島牧村	247	82	33.20%
黒松内町	404	128	31.70%
蘭越町	944	291	30.80%
ニセコ町	856	242	28.30%
真狩村	456	141	30.90%
留寿都村	293	111	37.90%
喜茂別町	342	151	44.20%
京極町	455	140	30.80%
倶知安町	2,028	691	34.10%

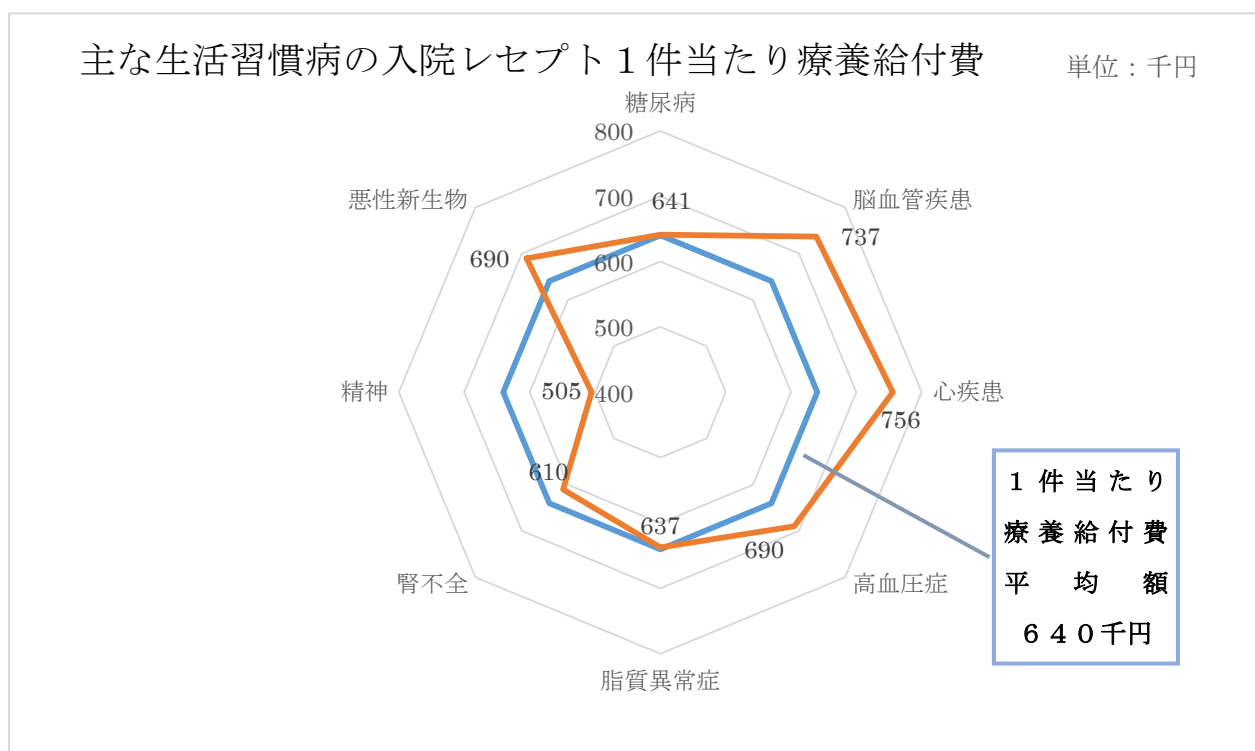
	令和元年度		
	対象者	受診者数	受診率
共和町	980	413	42.10%
泊村	227	44	19.40%
神恵内村	162	60	37.00%
積丹町	491	183	37.30%
古平町	518	86	16.60%
仁木町	717	166	23.20%
赤井川村	204	90	44.10%
計	9,324	3,019	32.37%
全道	781,742	226,133	28.93%

※市町村国保特定健康診査・特定保健指導の実施状況結果による

・生活習慣病

主な生活習慣病の入院レセプト1件当たりの療養給付費平均額は640千円。平均を上回っているのは、脳血管疾患 737 千円、心疾患 756 千円、高血圧症 690 千円、悪性新生物 690 千円などとなっています。

また、糖尿病の療養給付費額は、641 千円と平均並みではありますが、腎不全の重篤化により人工透析を受けざるを得ない患者の半数近くが糖尿病を原疾患としており、さらに糖尿病の発症から腎不全の治療までを含めると、療養が長期に及ぶことから、被保険者の健康寿命を阻害する大きな要因のひとつとなっています。



・後発医薬品（ジェネリック医薬品）

後発医薬品については、医療費適正化による医療費の削減だけではなく、被保険者の負担軽減にも繋がる取組であることから、平成26年度から先発医薬品との差額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用差額通知」を発送しており、関係町村によって差があるものの、本広域連合全体での数量シェアは78.0%となっています。

後発医薬品の利用状況

(対象期間:国保連審査月令和元年5月～令和2年4月)

(単位:千件)

	医薬品 総数量	後発医薬 品 数 量	数 量 シェア
島牧村	544	437	80.5%
黒松内町	841	661	78.7%
蘭越町	1,312	1,054	80.4%
ニセコ町	1,005	760	75.7%
真狩村	745	589	79.1%
留寿都村	362	267	73.7%
喜茂別町	570	468	82.0%
京極町	725	565	77.9%
倶知安町	2,688	2,074	77.2%
共和町	1,432	1,130	78.9%
泊村	426	334	78.4%
神恵内村	268	203	75.9%
積丹町	1,009	718	71.2%
古平町	1,449	1,138	78.6%
仁木町	1,336	1,082	80.9%
赤井川村	308	236	76.7%
計	15,026	11,724	78.0%

※北海道国民健康保険団体連合会資料による

(2) 今後の方針

国民健康保険の財政面については、平成30年度より北海道が担っているため、運営は年々安定化してきておりますが、資格管理や国保税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などの事務は、これまで同様に市町村（広域連合を含む）の役割となっており、本広域連合としても北海道及び関係町村との連携をより深めながら適正な事務の執行に努めます。

また、本広域連合の医療費について、被保険者数の減少により全体の額は減少の傾向にありますが、前期高齢者（65歳以上の被保険者）が約39.3%を占める現状では、1人当たりの医療費は増加の傾向にあり、被保険者の健康の維持・増進のため、特定健康診査を始めとした各種保健事業の推進に努めます。

さらに、北海道においては今後、令和12年度を目途に国保税率の統一を目指しており、本広域連合では、統一国保税率に向けて各種課題を解決するため関係町村との協議、検討及び情報提供等を行います。

(3) 施策

本広域連合及び関係町村は、国民健康保険事業の実施に関し、被保険者の利便性に配慮し、財政運営主体である北海道も含めて、緊密に連携を図りながら事務を執り進めます。

① 北海道・広域連合・関係町村の役割について

	北海道の主な事務	広域連合の主な事務	関係町村の主な事務
国保運営	○北海道国民健康保険運営方針の策定 ○国民健康保険運営協議会の設置・運営（国保運営関係全般）	○町村及び広域連合分の月報・年報作成 ○国民健康保険運営協議会の設置・運営（国保運営関係全般）	○町村の月報・年報地単事業分作成 ○国民健康保険運営（保健事業・国保病院関係）
財政運営	○国民健康保険事業特別会計の設置、運営 ○財政運営の責任主体 ○補助金・交付金等の申請 ○国保事業費納付金の算定・決定	○国民健康保険事業特別会計の設置、運営 ○補助金・交付金等の申請 ○交付税の対象資料を関係町村に提供 ○国保事業費納付金の納付 ○広域連合分賦金の算定・決定	○国民健康保険事業特別会計の設置、運営 ○広域連合への報告 ○基盤安定負担金事業等に係る事務 ○国民健康保険基金積立金の管理・運用 ○広域連合分賦金の納付
資格管理	○事務の効率化、標準化、広域化を推進	○被保険者の得喪の資格管理（適用確認） ○各種受給者及び認定証等の認定・管理 ○短期被保険者証、資格証明書の発行・解除	○住民情報の提供 ○被保険者証の交付 ○被保険者台帳の作成 ○被保険者の各種届出等に係る窓口業務 ○各種受給者及び認定証等の受付・交付 ○短期被保険者証、資格証明書の選定・申請・交付
国保税の決定 賦課・徴収	○標準保険税の算定・公表		○国保税審議会の設置・運営 ○国保税の税率算定 ○被保険者への国保税賦課・徴収事務
保険給付	○保険給付等に必要な費用の交付	○療養給付費の支払、償還払の審査・支払等（療養費、高額療養費等） ○各町村の給付費等の実績管理	○給付申請受付及び広域連合への送付（窓口業務）
保健事業	○必要な助言・支援	○特定健康診査等実施計画の策定・評価 ○データヘルス計画の策定・進行管理 ○関係町村保健事業の執行 ○医療費の分析・適正化に関すること	○特定健康診査等実施計画・データヘルス計画の町村個別計画策定・実施 ○保健事業の実施（広域連合からの委託）
国民健康保険 診療施設	○必要な助言・支援	○直営診療所運営費の特別調整交付金の申請	○関係町村において設置・運営

※その他事務分担について必要な事項は、協議により決定します。

② 保健事業（データヘルス計画）の推進について

本広域連合では、平成 30 年 3 月に医療情報や健診情報の分析に基づく後志広域連合第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、医療費が高額で死亡率が高く、要介護の原因疾患となっている虚血性心疾患、脳血管疾患及び糖尿病性腎症の重症化予防を優先課題としています。

いずれの疾患も生活習慣病によって罹患リスクが高まる疾病であることから、国民健康保険事業における健康づくり施策の中核である特定健康診査・特定保健指導の受診率向上により、早期発見・早期治療に努めるとともに北海道国民健康保険運営方針にある各種取組を中心に関係町村へ支援を行う事で、被保険者の福祉の向上と健康の維持・増進を図り、増加の傾向にある 1 人当たりの医療費の適正化に取り組みます。

また、ジェネリック医薬品については、本広域連合で発送するジェネリック医薬品利用差額通知等により切替えを進める被保険者が増える傾向にありますが、今後も利用促進に係る取組を継続します。

③ その他全般について

・国保税の今後について

当面の間、関係町村が自町村に係る費用を負担する「分賦金方式」での運営を続け、国保税の減免措置、国民健康保険に係る基金等についても現行どおり関係町村で管理・運用します。

なお、本広域連合関係町村での国保税の統一については、令和 12 年度を目途とした北海道での国保税率の統一に向けて各種課題に対し関係町村との協議、検討及び情報提供等を行います。

・医療保険に関係する事務の取扱いについて

後期高齢者医療保険事務の取扱いについては、当面の間、本広域連合では事務の取扱いを行わないとされておりますが、今後の情勢の変化により事務の取扱いが必要となった場合は、検討を再開します。

・国民健康保険課の在り方について

後志広域連合国民健康保険課が取扱う事務については、国民健康保険運営の都道府県化を機に様々な検討がされてきましたが、北海道国民健康保険運営方針においては、北海道及び広域連合を含む市町村が担当している事務量は、都道府県化前と比較して大きな変化はないこと、また令和 3 年度新体制下での効率的な事務運営を検証する必要があることから、令和 3 年度体制を当面維持することとし、各種情報収集等を行いながら北海道国保運営方針の次の改定時期である令和 6 年度に向けて国民健康保険課の今後の在り方について協議を行います。

3 介護保険事業に関する事務

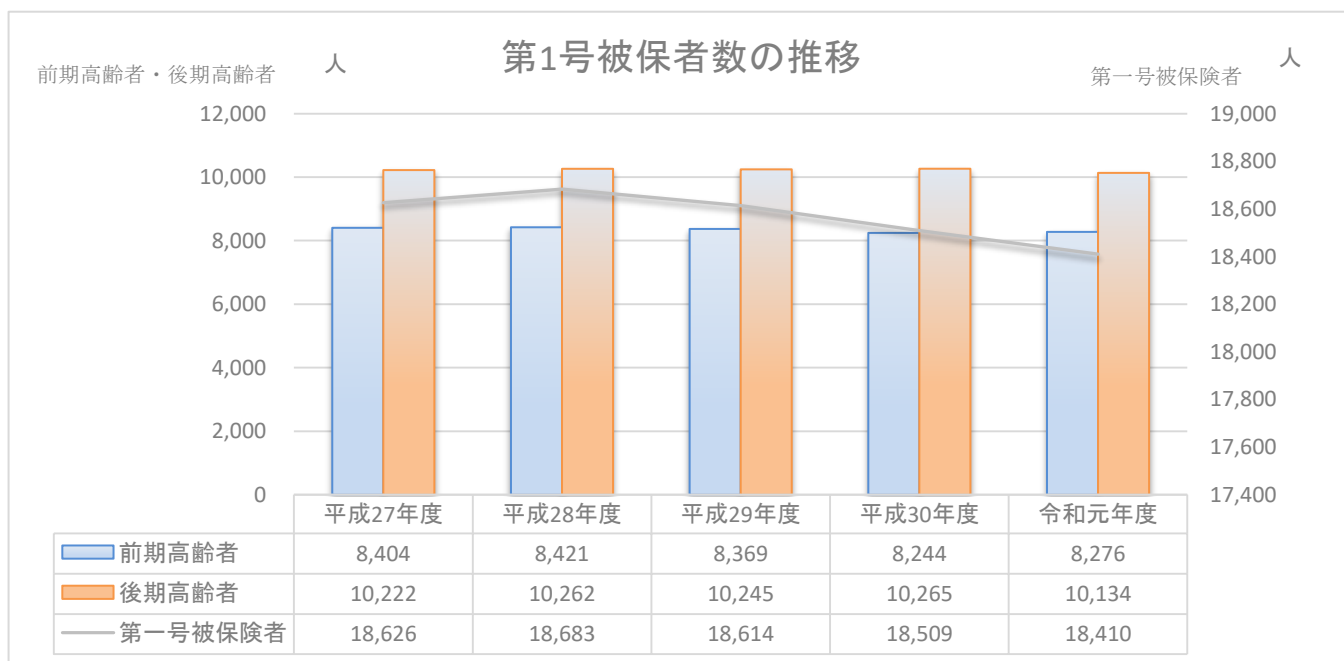
(1) 現状と課題

介護保険事業は、介護保険料の不均一賦課を、第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）から統一保険料とし、現在、第8期計画（令和3年度～令和5年度）に基づき業務を進めているところです。次期、第9期計画（令和6年度～令和8年度）の策定に向け、第8期計画の検証を行うとともに介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、その分析結果を踏まえ各地域や高齢者の実情及び課題の把握に努め次期計画に反映します。

介護保険事業の状況について、過去5年間（平成27年度～令和元年度）の実績から現状をまとめました。

① 第1号被保険者の状況

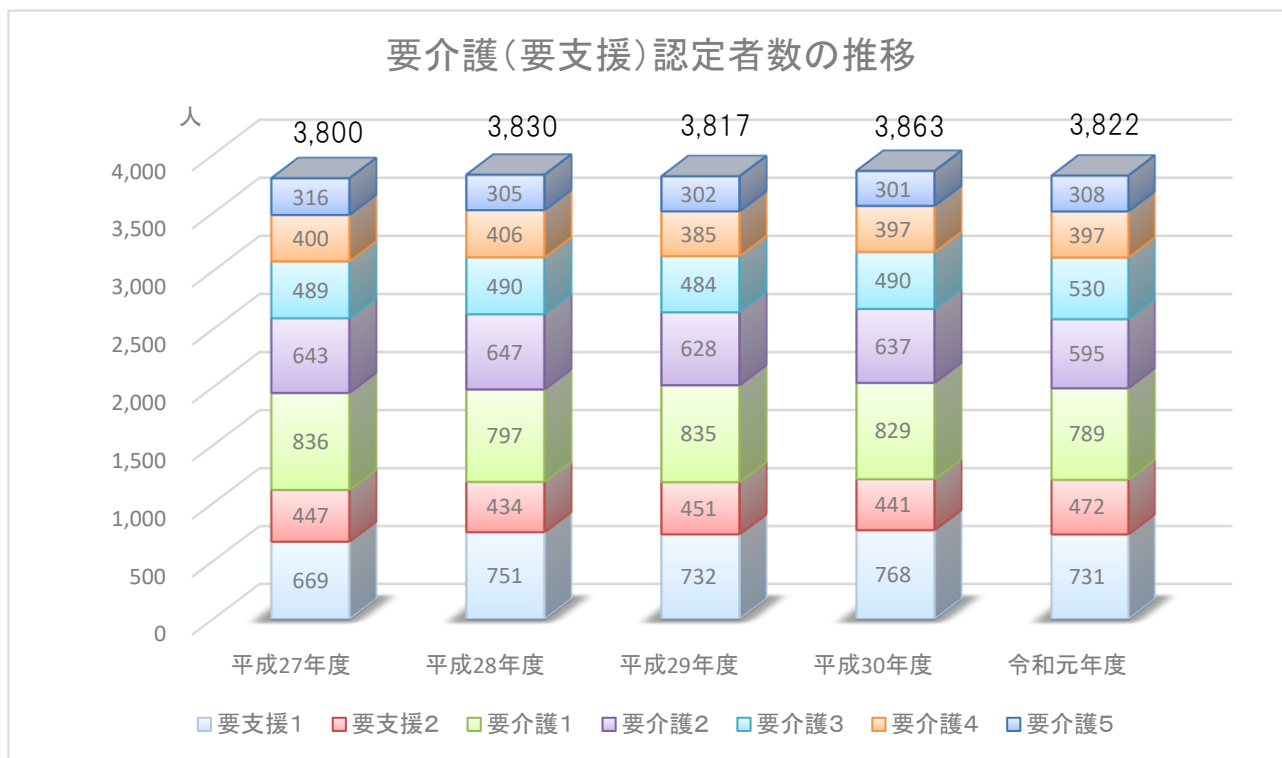
第1号被保険者数は、令和元年度末で18,410人と前年度より99人（0.5%）減となっています。さらに、平成27年度比較でも216人（1.2%）減となり、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）をみると前期128人（1.5%）減、後期88人（0.9%）減と、いずれも被保険者数が減少しています。



② 要介護（要支援）認定者の状況

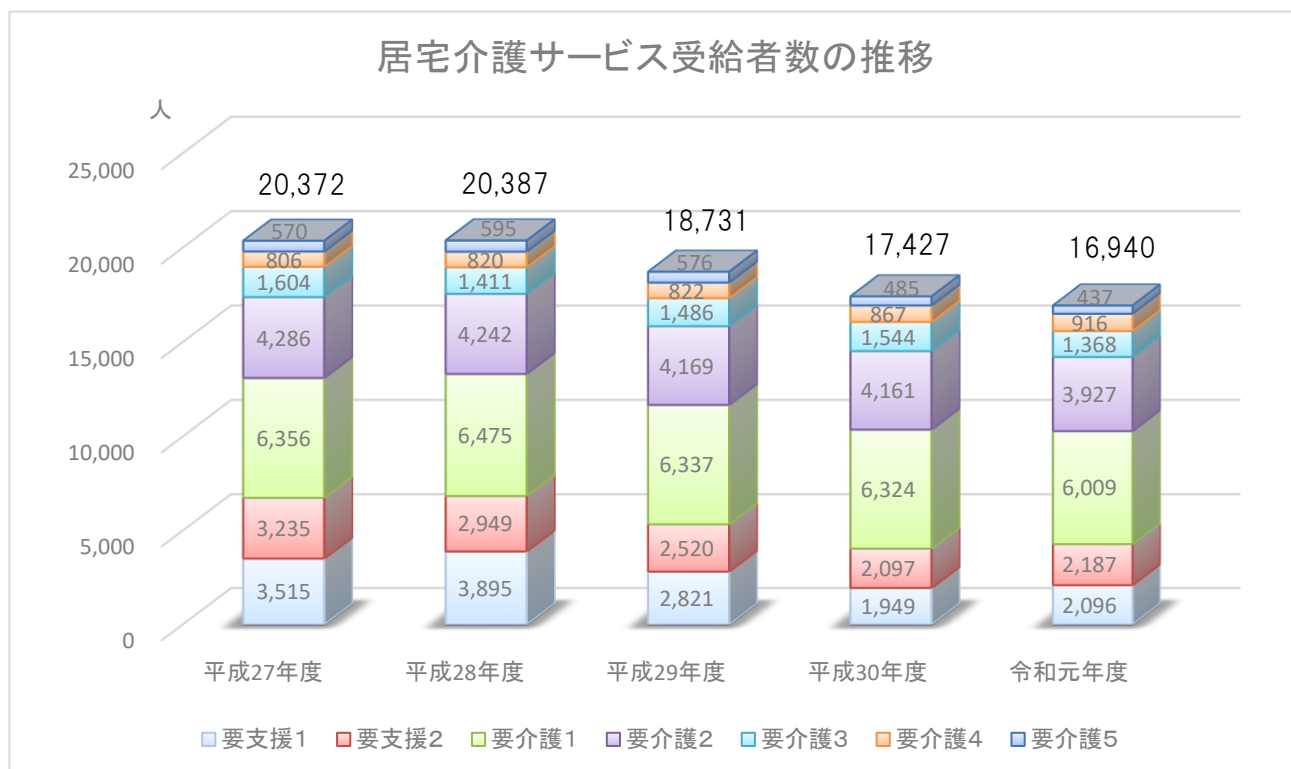
本広域連合は、現在4地区（南後志・羊蹄山麓・岩宇・北後志）に設置されている認定審査会で、事務委託及び共同設置の方式で運営しています。

要介護（要支援）認定者数の推移については、概ね横ばいの状況となっています。その中で要介護度が軽度（要支援1から要介護2）の認定者が7割近くを占めており、平成27年度以降、要支援1・2及び要介護3の認定者が増加傾向にあります。逆に要介護1・2の認定者については減少しています。



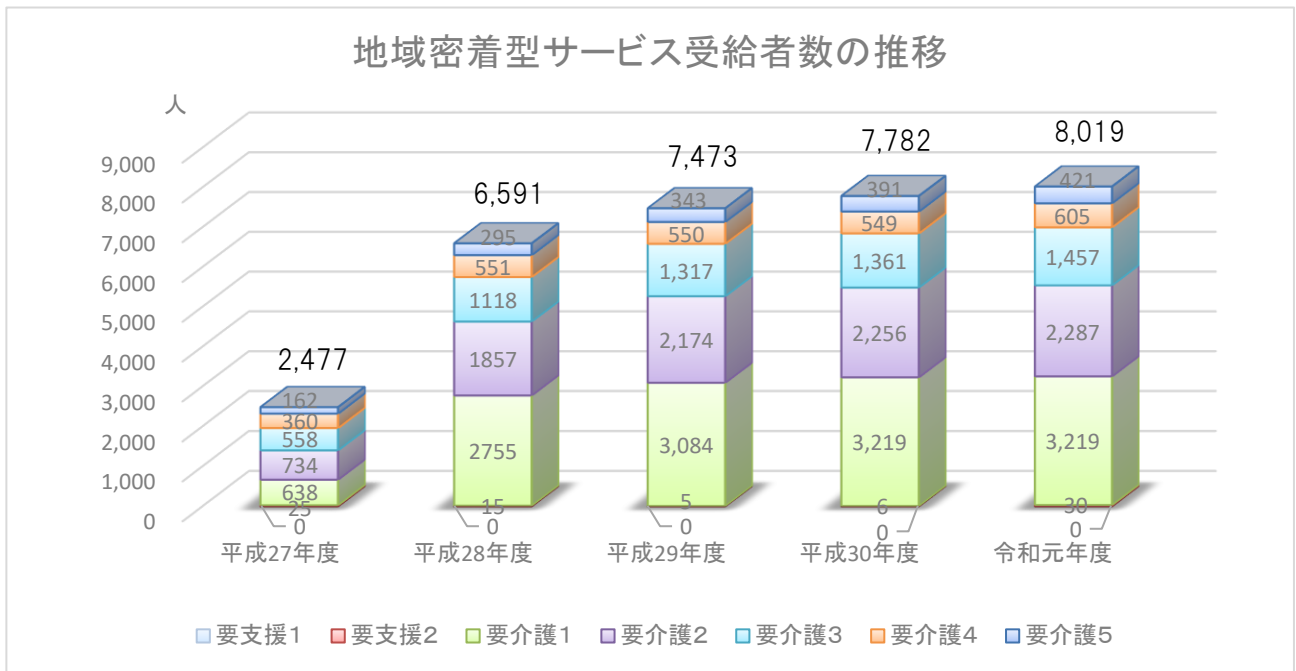
③ 居宅介護（介護予防）サービス受給者の状況

居宅介護（介護予防）サービス受給者数は、年々減少傾向にあり、平成27年度からみると要支援1から要支援2までの利用者が減っていますが、令和元年度から横ばいの傾向となっています。要介護度別では、要介護1の利用者が最も多く、軽度の要介護者（要支援1から要介護2）の利用者が概ね8割を占めています。一方、要介護度が重度（要介護3から要介護5）の利用者においては横ばいとなっています。



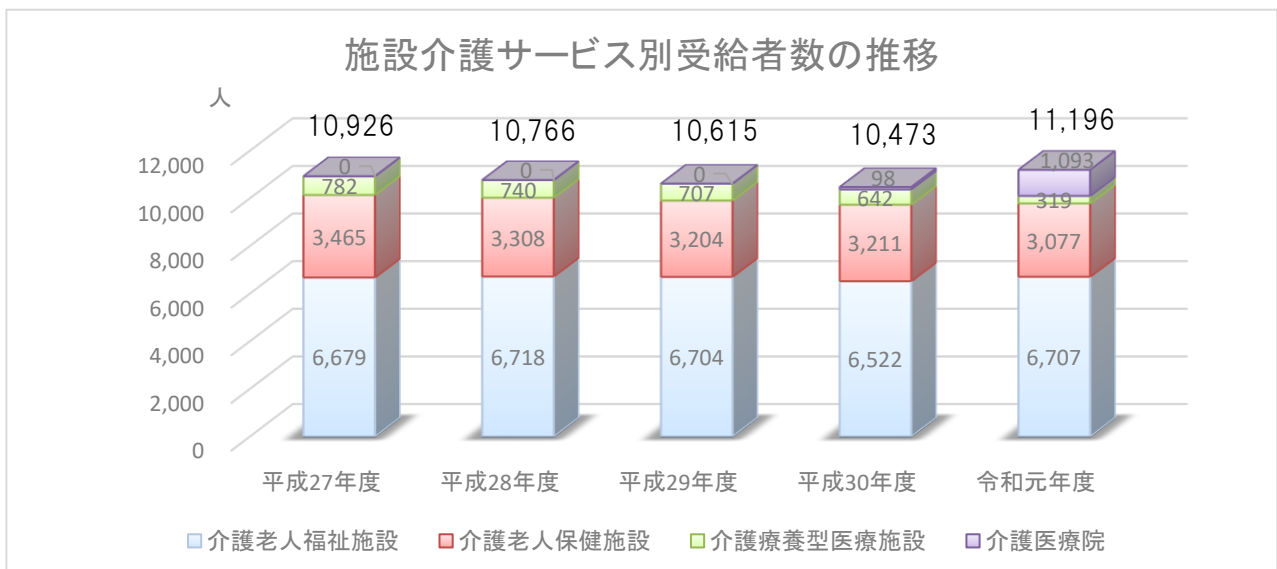
④ 地域密着型（介護予防）サービス受給者の状況

地域密着型（介護予防）サービス受給者数の推移については、平成 27 年度から令和元年度にかけ全体で 5,542 人（323.7%）増加しており、全体的に利用者が増えています。平成 27 年度には軽度の要介護者（要支援 1～要介護 2）の利用者が全体の 5 割程度でしたが、令和元年度末では軽度の要介護者（要支援 1～要介護 2）の利用者が全体の概ね 7 割を占めている状況にあります。

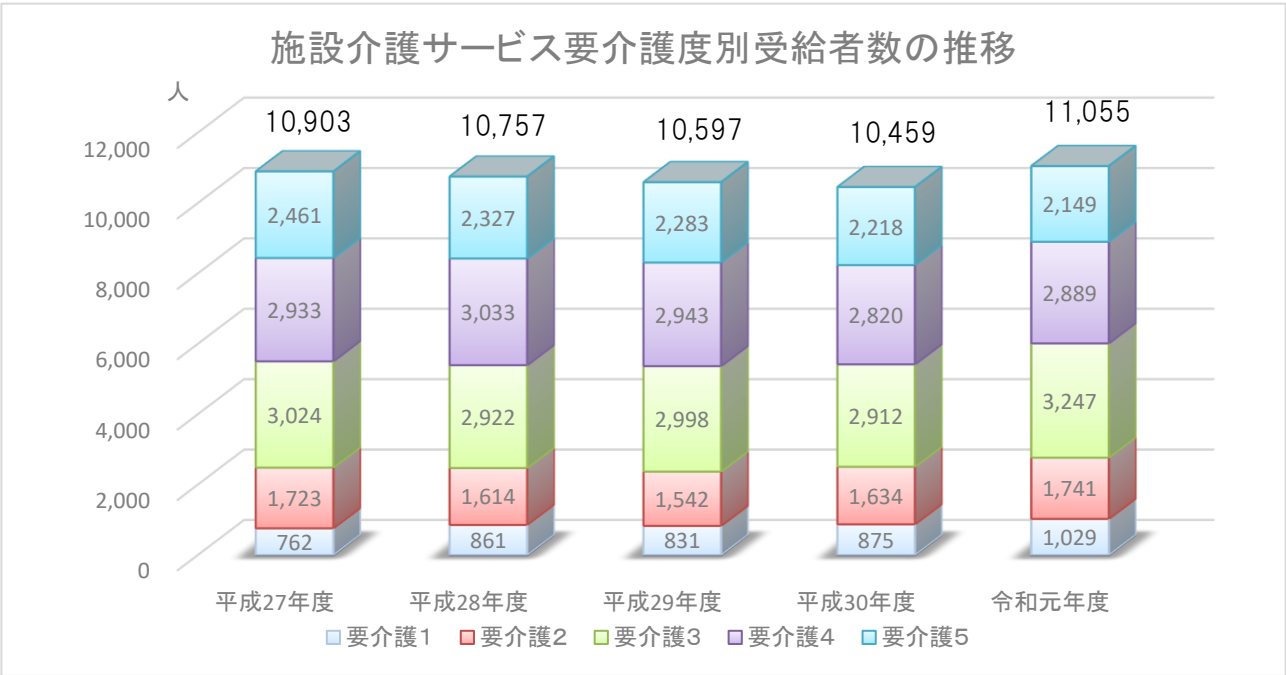


⑤ 施設介護サービス受給者の状況

施設介護サービス受給者数は、施設別でみると介護老人福祉施設の受給者が全体の 6 割近くを占め、次に介護老人保健施設受給者、介護医療院の順となっています。平成 30 年度から介護医療院が新設され、今後も利用者の増加が見込まれます。また、介護療養型医療施設は令和 5 年度末に廃止される予定である（介護医療院等への移行予定）ため減少が見込まれます。

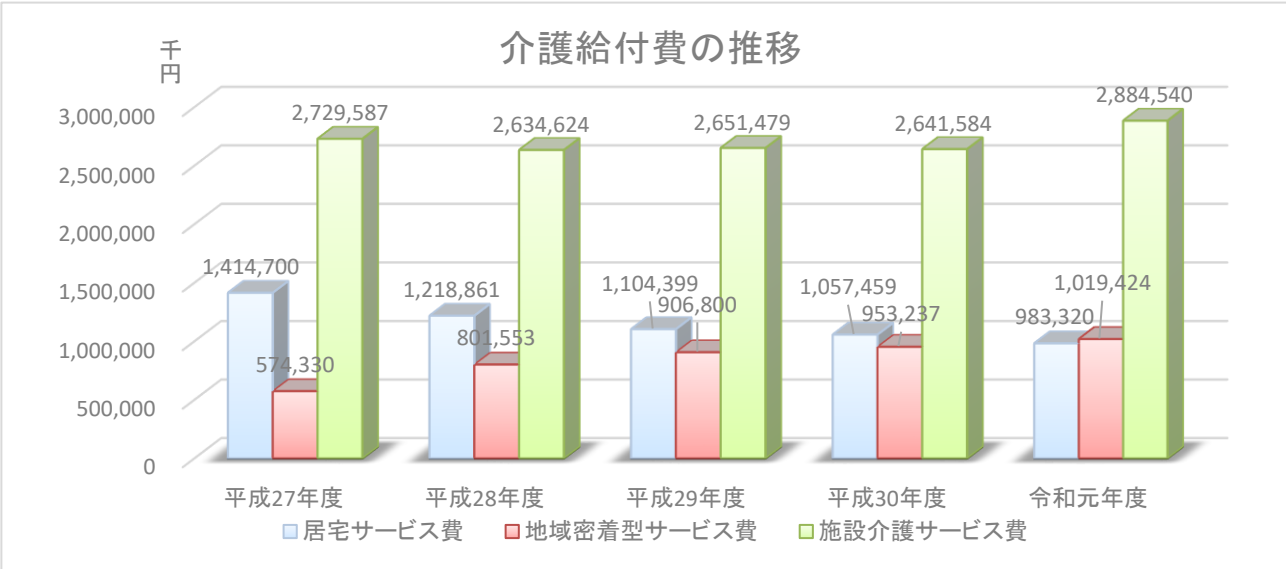


施設介護サービス受給者を要介護度別でみると、要介護度が重度（要介護3から要介護5）の受給者が7割以上を占めています。しかし、要介護1・2の介護老人福祉施設への特例入所が増加しているため利用者が増加傾向にあります。



⑥ 介護給付費の状況

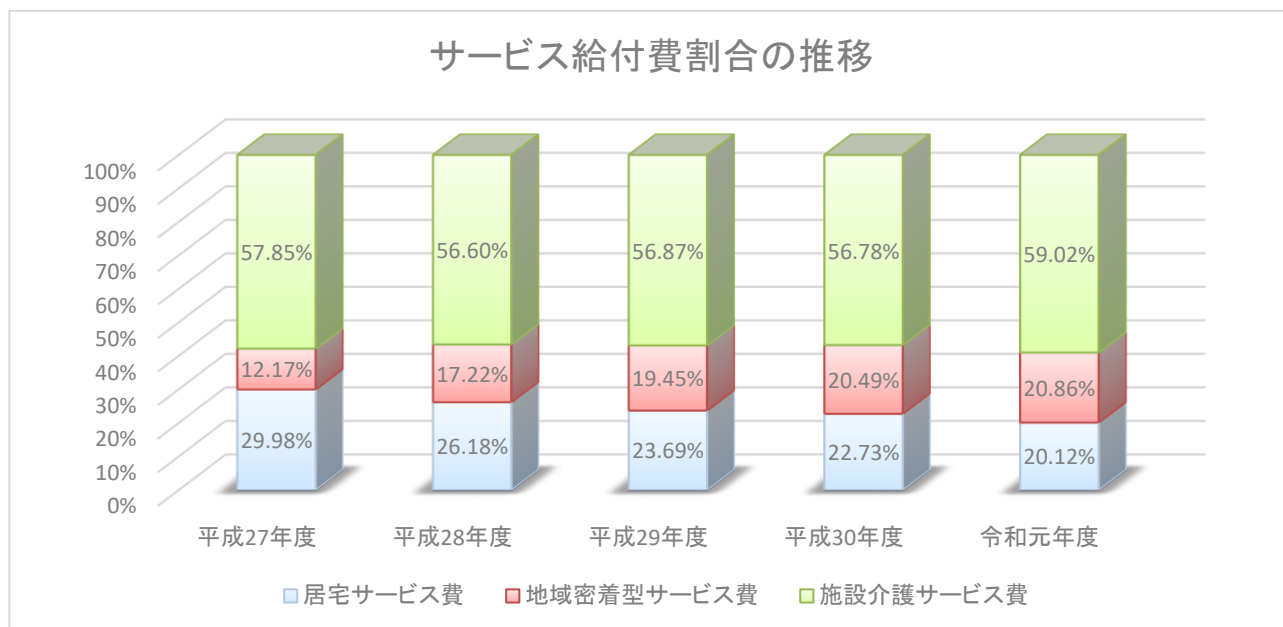
介護給付費は、令和元年度末で、48 億 8,728 万 4 千円と平成 27 年度比較で 3.6%、前年度比較で 5.1%増加しています。居宅サービス費は減少傾向にあり、地域密着型サービス費及び施設介護サービスにおいては、増加傾向がみられます。



介護給付費 (千円)

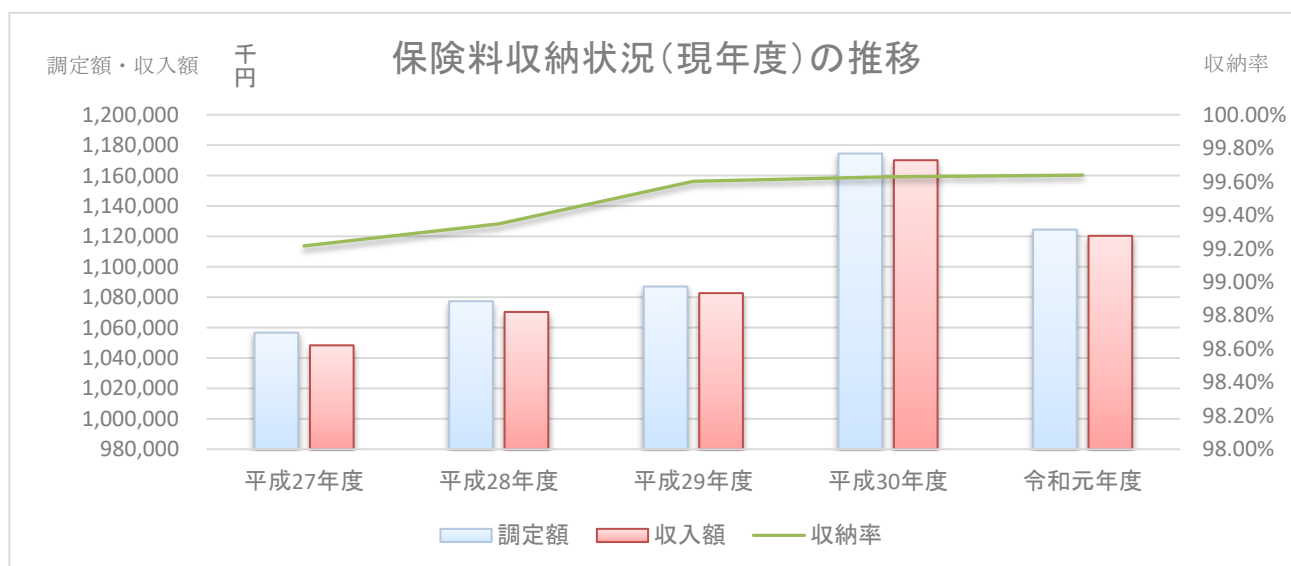
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
居宅サービス費	1, 414, 700	1, 218, 861	1, 104, 399	1, 057, 459	983, 320
地域密着型サービス費	574, 330	801, 553	906, 800	953, 237	1, 019, 424
施設介護サービス費	2, 729, 587	2, 634, 624	2, 651, 479	2, 641, 584	2, 884, 540
計	4, 718, 617	4, 655, 038	4, 662, 678	4, 652, 280	4, 887, 284

各サービス給付費の占める割合でみると、居宅サービス費 20.12%、地域密着型サービス費 20.86%、施設サービス費 59.02%と、依然として施設サービス費のウエイトが高くなっています。また、居宅サービス費の減少傾向に加え、要介護 1・2 の介護老人福祉施設への特例入所と施設入所が可能となる要介護 3 の認定者が増加傾向にあるため、今後も施設介護サービス費のウエイトが高くなることが考えられます。



⑦ 第 1 号被保険者の保険料収納状況

令和元年度の保険料収納状況（現年度）は、調定額 11 億 2,439 万 6 千円、収納額 11 億 2,033 万 5 千円、収納率 99.64%となっています。なお、特別徴収の収納額は、10 億 4,003 万 2 千円、収納率 100%、普通徴収の収納額は、8,030 万 3 千円、収納率 94.83%となっています。



	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
調定額	1, 056, 595	1, 077, 278	1, 086, 981	1, 174, 438	1, 124, 396
収入額	1, 048, 306	1, 070, 242	1, 082, 644	1, 170, 068	1, 120, 335
収納率	99. 22%	99. 35%	99. 60%	99. 63%	99. 64%

⑧ 地域包括支援センターの設置状況

本広域連合では、関係町村を単位として日常生活圏域を設定し、次の表のとおり各関係町村に1ヶ所ずつ設置しています。

運営については、関係町村へ委託していますが、設置主体として運営について適切に関与し包括的支援事業に対し実施方針を示すなど、関係町村の取組について情報交換等の機会を通じて、各センターが抱えている課題の解決に積極的に取り組んでいくことが必要です。

関係町村地域包括支援センター設置状況

町村名	地域包括支援センター名	運営主体
島牧村	島牧村地域包括支援センター	(福)徳美会
黒松内町	黒松内町地域包括支援センター	(福)黒松内町社会福祉協議会
蘭越町	蘭越町地域包括支援センター	蘭越町
ニセコ町	ニセコ町地域包括支援センター	ニセコ町
真狩村	真狩村地域包括支援センター	(福)北海道福心会
留寿都村	留寿都村地域包括支援センター	留寿都村
喜茂別町	喜茂別町地域包括支援センター	喜茂別町
京極町	京極町地域包括支援センター	(福)京極町社会福祉協議会
倶知安町	倶知安町地域包括支援センター	倶知安町
共和町	共和町地域包括支援センター	共和町
泊村	泊村地域包括支援センター	泊村
神恵内村	神恵内村地域包括支援センター	(医)桜愛会
積丹町	積丹町地域包括支援センター	積丹町
古平町	古平町地域包括支援センター	古平町
仁木町	仁木町地域包括支援センター	仁木町
赤井川村	赤井川村地域包括支援センター	(医)社団白樺会

⑨ 地域支援事業について

地域支援事業については、介護予防を推進し地域での効果的かつ効率的な事業の展開を図るため、関係町村へ事業を委託して実施しています。本広域連合圏域の高齢者の生活環境や、地域ごとに異なるサービスの内容や量などの実情を適切に把握し、高齢者の健康づくりのために積極的に関わりをもって支援することが必要です。

（２） 今後の方針

高齢者が生活する地域での生活状況や健康状況などを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施します。その調査結果や第８期計画の検証及び課題を踏まえ、第９期介護保険事業計画を策定し事業を推進していきます。

地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業がありますが、関係町村毎の考え方や地域のニーズに柔軟に対応し、それぞれの地域の特性を活かした効率的な事業展開を図るため、関係町村に委託します。

その中心的な活動拠点として日常生活圏域ごとに設置されている地域包括支援センターが担うため、広域連合においては関係町村の取組についての情報の収集・提供・共有や意見交換・研修の場など、企画及び運営の強化をするとともに地域包括ケアシステム構築に向けた円滑な事業推進について検討します。

（３） 施策

本広域連合及び関係町村は、介護保険事業の実施に関し、緊密に連携を図りながら事務を執り進めます。

なお、事務分担について必要な事項は、それぞれ協議により決定し業務の効率化に努めます。

○広域連合と関係町村の役割について

	広域連合が行う主な事務	関係町村が行う主な事務
資 格 管 理	○被保険者のデータ管理 ○被保険者証の発行、交付	○資格異動等の窓口業務 ○被保険者証の再交付受付
介 護 認 定	○認定審査結果通知 ○認定審査結果の管理	○申請受付 ○介護認定調査・１次判定
保 険 給 付	○介護・予防給付 ○負担限度額認定等 ○現物又は現金給付 ○負担割合証の発行	○申請受付
指定地域密着型サービス事業者	○指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定申請の受理、審査、決定等	—
指定介護予防支援事業者	○指定介護予防支援事業者の指定申請の受理、審査、決定等	—
介護保険事業状況報告	○事業状況報告作成	○データ提供
地域支援事業	○関係町村への委託	○介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ○包括的支援事業・任意事業の実施
地域包括支援センター	○地域包括支援センター設置届の受理、審査 ○地域包括支援センター運営協議会の設置、運営	○地域包括支援センターの設置、運営
介護保険事業計画	○介護保険事業計画の策定	○高齢者保健福祉計画の策定
保険料の賦課及び徴収	○賦課、納入通知書等の発行 ○保険料の徴収	○所得情報等の提供 ○徴収協力
財 政 運 営	○介護保険事業特別会計の設置、運営 ○介護保険基金の管理	○負担金の納付

4 行政不服審査会に関する事務

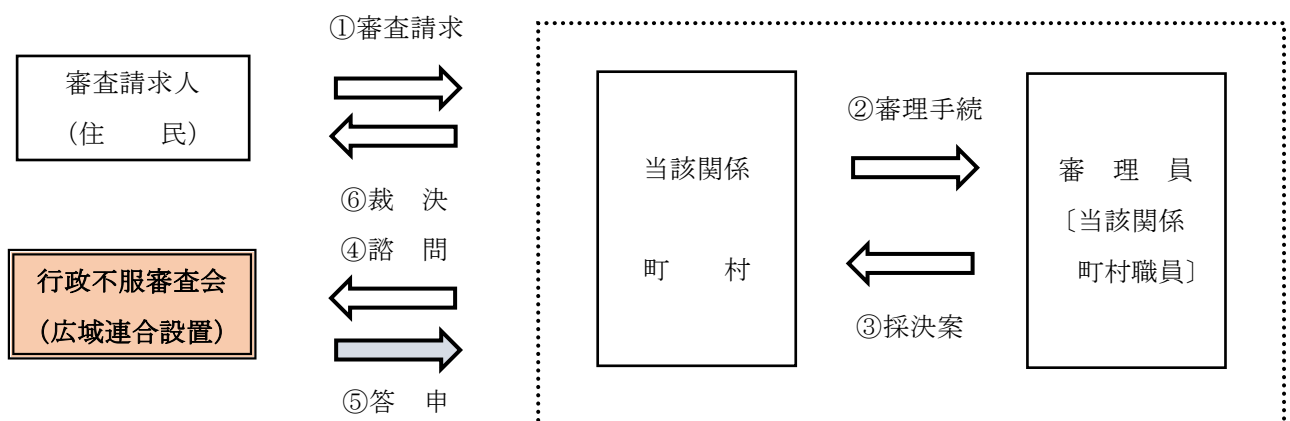
(1) 現状と課題

行政不服審査は、行政庁の違法又は不当な処分により侵害された国民の権利利益の救済を目的とする制度です。

この制度については、公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、時代に即した抜本的な見直しが行われ、平成 26 年 6 月に行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）が公布され、平成 28 年 4 月 1 日施行されました。新たな法では、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入、不服申立ての手続を「審査請求」に一元化、審査請求をすることができる期間の延長などの見直しが行われ、審査庁である地方公共団体は、法第 81 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する機関（以下「行政不服審査会」という。）の設置と諮問が義務付けられました。

この行政不服審査会については、関係町村が単独で設置するのではなく、広域連合の特性を活かし、効率的な行政を推進するため、本広域連合が関係町村の行政不服審査会に関する事務を行うこととしました。

◆ 後志広域連合圏域の行政不服審査手続



(2) 今後の方針

設置が義務付けられた行政不服審査会に関する事務について、事務の効率化及び経費の節減を図るとともに、法の趣旨に基づき、関係町村からの諮問手続を適正に行います。

(3) 施策

本広域連合及び関係町村は、行政不服審査会に関して、次の事務を行います。
なお、その他事務分担について必要な事項は協議により決定します。

【広域連合が行う主な事務】

- ① 法第 81 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する機関として「行政不服審査会（以下「審査会」という。）」を設置します。
- ② 関係町村の審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議に関する事務を行います。

【関係町村が行う主な事務】

- ① 関係町村は、審査請求人からの審査請求に基づく当該団体審理員意見書の提出を受けたときは、法第 43 条第 1 項各号の「諮問を要しない場合」を除き、審査会に諮問します。

5 広域化の調査研究に関する事務

(1) 現状と課題

① 広域化の検討について

本広域連合では、関係町村の住民サービスの向上と個性ある地域づくりを推進するため、関係町村が抱える共通の課題等について協力して取り組み、広域化の可能性について調査研究することとしており、第4次広域計画の策定に当たっては、関係町村から新規事業の提案として次の3事務の提案がありました。

ア 上下水道広域連携推進検討事務

イ 監査委員事務局共同設置検討事務

ウ 予防接種事業の予防接種契約の集合契約の実施及び予防接種健康被害調査委員会の広域化

そのほかに、第3次広域計画策定時に調査研究会において、次の4事務について検討を行い、必要に応じ関係町村と協議を進めることとされました。

ア 固定資産評価審査委員会の設置

イ 工事検定員の共同処理

ウ 空家の処分等

エ 道路占用の事務

新規に提案のあった事務のその他の事務について、事務調査研究会において、広域化の実現性、効率性及び効果、さらには本広域連合の担うべき役割を判断基準として議論を重ねた結果、いずれの事務についても、広域化になじまないものと判断され、幹事会及び連合会議に報告し理解を得たところです。

② 広域化の検討に係る課題

新規事業の提案等については上記のとおり整理されたところですが、水道事務の広域連携については、北海道においても同様の検討が進められていることから、北海道における検討結果が明らかとなった後、その結果を踏まえて、改めて検討することとします。

(2) 今後の方針

関係町村が共通して抱える課題等で、広域連合で対応することの有効性が認められる事項について、関係機関の動向や関係町村の意向を踏まえ検討を進めます。

(3) 施策

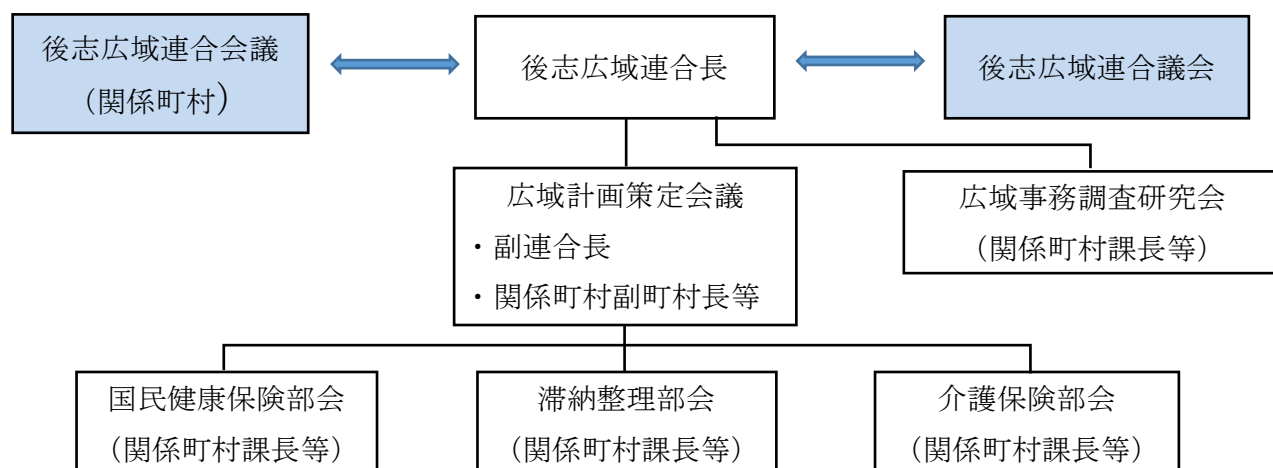
従前、広域計画策定時に開催していた事務調査研究会を、適宜開催するとともに会議を開催し、情勢の変化により取り組むべきと判断された事案等は提案をいただき、広域化についての調査研究を行います。

6 組織・職員体制の整備

本広域連合は、関係町村や道からの派遣職員で構成されており、派遣期間が3年程度に限定されていることから、経験や専門性が求められる広域連合の業務に精通した職員の育成に苦慮している状況にあります。近年ますます制度が複雑・多様化し、更なる専門性が求められることとなる業務に継続的に対応するため、広域連合の組織・職員体制のあり方について、検討することとします。

【資 料】

■後志広域連合広域計画の策定体制



■広域計画策定経過

年 月 日	会 議 名	内 容
令和2年2月10日	後志広域連合会議	策定体制・スケジュールの協議
7月27日	第1回広域事務調査研究会（書面）	委員の決定・スケジュールの協議・新規事務提案
11月25日	第2回広域事務調査研究会	検討事項の協議
令和3年1月14日	第1回滞納整理事務部会（書面）	部会において検討
1月18日	第1回国民健康保険部会（書面）	スケジュールの協議・検討事項の説明
1月20日	第1回介護保険部会（書面）	検討事項の協議
2月10日	第1回広域計画策定会議	スケジュールの協議
2月19日	後志広域連合会議	事務調査研究会結果報告・協議
3月12日	第2回広域計画策定会議（書面）	広域化の調査研究に関する事務について意見聴取
3月18日	第2回滞納整理事務部会（書面）	部会において検討
3月24日	第2回国民健康保険部会	部会において検討
4月16日	第2回介護保険部会	部会において検討
6月15日	第3回広域計画策定会議（書面）	計画素案に対する意見聴取
7月30日	第4回広域計画策定会議	策定作業経過・計画素案・スケジュールの協議
11月2日	第5回広域計画策定会議	計画素案協議
11月8日	後志広域連合会議	計画素案協議
11月30日	後志広域連合議会（全員協議会）	計画案の中間報告
令和3年12月13日 ～令和4年1月12日	パブリックコメント実施	意見等なし
2月7日	後志広域連合会議幹事会・連合会議（書面）	計画案協議
2月28日	後志広域連合議会	審議・議決